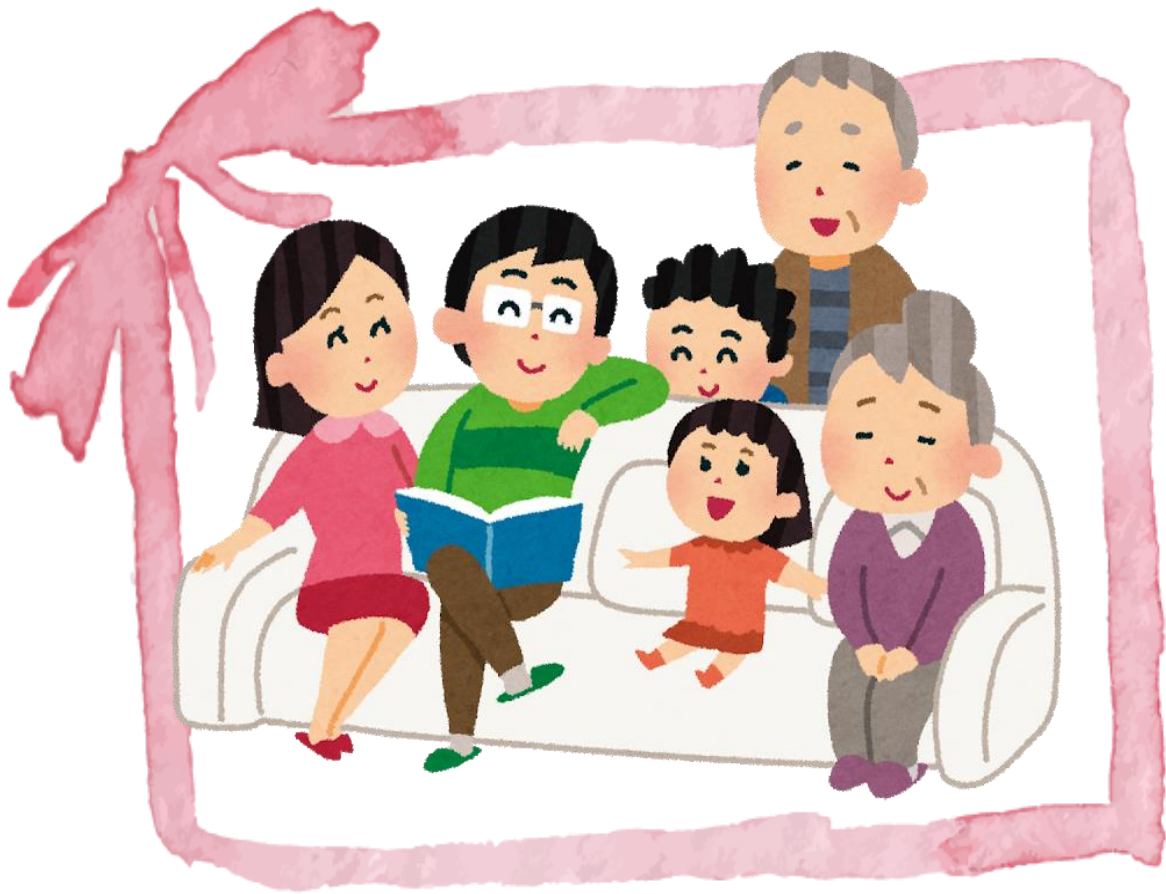




第3次さんようおのだ 男女共同参画プラン



平成31年（2019年） 月

山陽小野田市



(市長メッセージ)

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置付け	1
3	プランの期間	2

第2章 プラン策定の背景

1	社会経済情勢等の変化	3
2	国・県の動き	5
3	本市の動き	7
4	平成28年男女共同参画に関する市民アンケート調査結果	8

第3章 これまでの取組

第4章 プランの基本的な考え方

1	基本理念	28
2	プランの構成	28
3	プランの体系図	29

第5章 プランの内容

基本目標Ⅰ	男女が共に活躍できる地域社会づくり	30
重点項目1	男女が自立して支え合う家庭づくり	31
重点項目2	あらゆる分野における政策・ 方針決定過程への女性の参画の拡大	35
重点項目3	男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備	38
重点項目4	男女共同参画による地域社会づくり	41

重点項目5	国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進---	43
基本目標Ⅱ	男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革-----	45
重点項目6	人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進-----	46
重点項目7	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進-----	48
基本目標Ⅲ	男女が健康で安心・安全に暮らせる社会づくり-----	53
重点項目8	男女間における暴力の根絶-----	54
重点項目9	生涯を通じた男女の健康の支援-----	61
重点項目10	みんなが安心して暮らせる社会づくり-----	68
第6章 プランの推進		
1	プランの推進体制-----	74
2	国、県等との連携・協力体制の充実-----	74
3	進捗状況の検証-----	74
第7章 計画の指標 -----		
参考資料		
	男女共同参画に関する行政のあゆみ-----	78
	山陽小野田市男女共同参画推進条例-----	83
	山陽小野田市男女共同参画審議会規則-----	85
	男女共同参画社会基本法-----	86
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律-----	90
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律-----	98
	用語解説-----	104

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本的施策を定めるとともに、平成19年3月に「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定、平成24年3月には「さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版)」を策定し、男女共同参画の推進に係る具体的な施策について、その推進に努めてまいりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に根強く残り、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶等多くの課題があります。また、人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、社会のグローバル化等男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や環境等は大きく変化し、国においては、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

こうした流れの中で、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を継承しながら、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「第4次山口県男女共同参画基本計画」の策定を踏まえ、「第3次さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定することとしました。

2 プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」及び「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次山口県男女共同参画基本計画」を勘案し、本市の「第二次山陽小野田市総合計画」との整合性を図っています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「市町村基本計画」を包含します。

3 プランの期間

本プランの期間は、平成31年（2019年）度から平成34年（2022年）度までの4年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

ひと ひと 女と男の一行詩

男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の一環として、平成11年、本市独自に募集・発行を開始した「女と男の一行詩」。日本全国、また遠く海外からも寄せられたこれまでの作品の中から、歴代の最優秀作品を紹介します。

★第1回（平成11年）最優秀賞★

家事分担というけれど

私は「やってもらう」といい

あなたは「やってあげる」という

これって何だかおかしくないの



第2章 プラン策定の背景

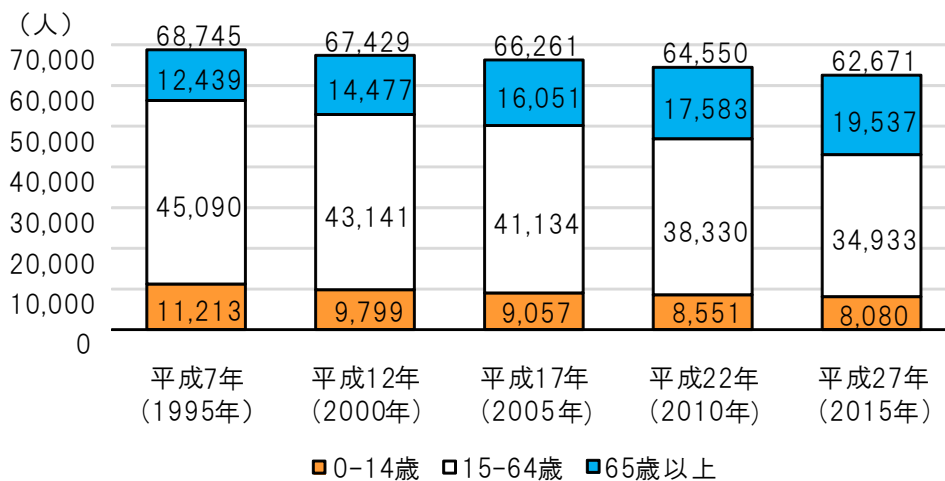
1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少・少子高齢化

国勢調査からみる本市の人口は、平成27年（2015年）では62,671人となっており、20年前の平成7年（1995年）から約6,000人の減少となっています。

構成比をみると、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）の割合は減少を続けている一方、65歳以上人口の割合は上昇を続け、平成27年（2015年）では31.2%と少子高齢化の進行がみられます。県と比較するとおおむね同じ傾向となっています。出生率については、年により多少のばらつきがありますが、全体として全国平均と比較すると低い傾向にあります。

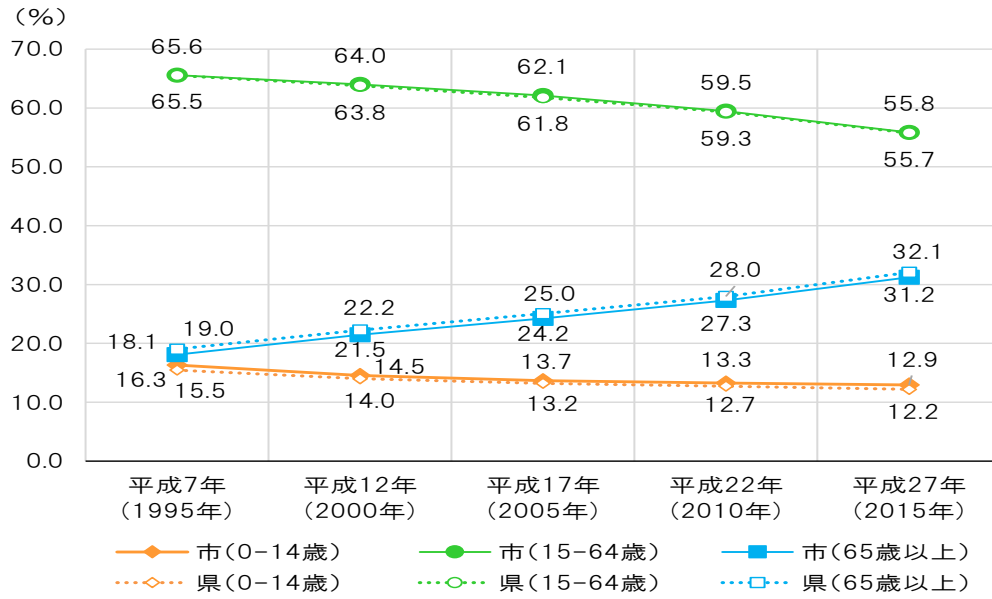
年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

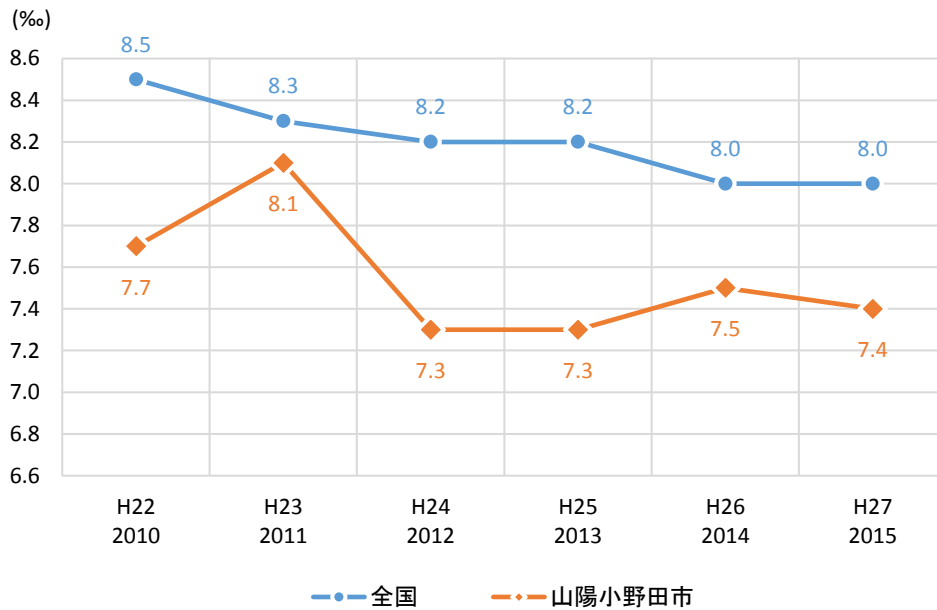
※総人口は年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口の構成比の推移（山口県・本市の比較）



資料：国勢調査

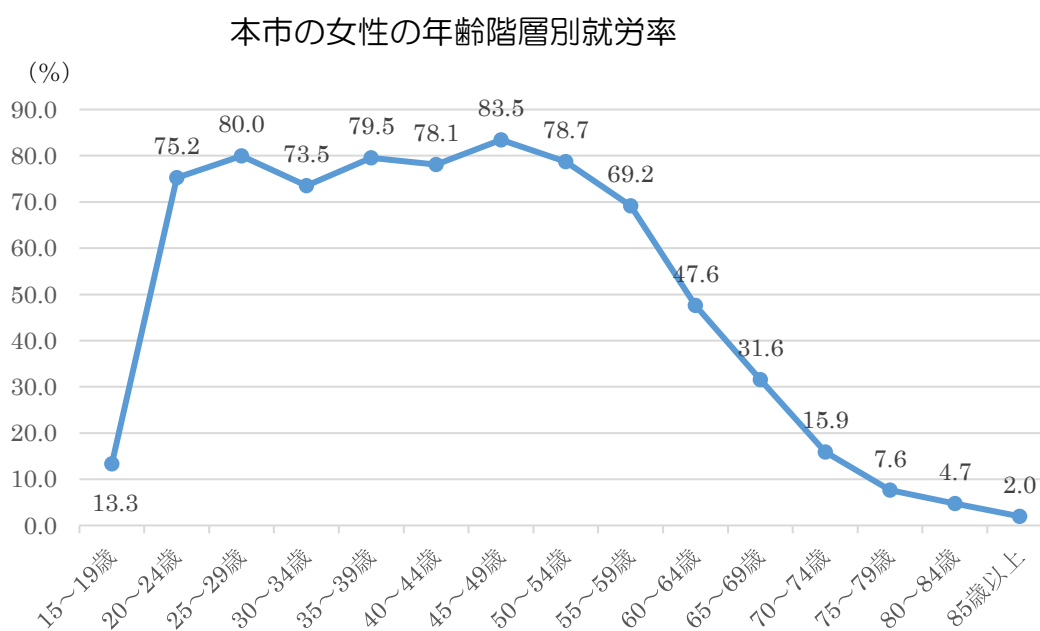
出生率の推移（全国・本市の比較）



資料：厚生労働省人口動態調査

(1) 女性の就労率

本市において、女性の年齢階層別の就労率は20代後半から30代前半まででやや低下し、その後40代後半までに緩やかに上昇し、50代前半から再度低下しており、全体として緩いM字カーブを描いています。多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育て等が一段落した段階で再び就業している状況がうかがえます。



資料：平成27年国勢調査

2 国・県の動き

(1) 国の動き

● 「DV防止法」の改正

平成25年7月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が平成26年1月に施行され、配偶者のみならず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても準用されることになりました。

● 「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

日本の急激な少子化の進行に対応し次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、従業員数101人以上の企業においては、労働者の仕事と子

育ての両立のための行動計画を策定するよう義務付けられた「次世代育成支援対策推進法」が平成26年4月に改正され、平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長されました。

●「女性活躍推進法」の制定

平成27年9月、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍することを推進する、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布され、平成28年4月に全面施行されました。

この法律で、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにし、推進計画や行動計画を策定するよう求められました。

●国の「男女共同参画基本計画」の改定

平成27年12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、3つの政策領域に体系化し、男性中心型労働慣行等を変革し、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進等の視点が改めて強調されました。

●「ストーカー規制法」の改正

平成28年12月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が改正され、規制対象行為の拡大や禁止命令等制度及び罰則が見直され、平成29年6月に全面施行されました。

●「育児・介護休業法」の改正

平成28年3月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正され、平成29年1月に介護休業の分割取得や子の看護休暇取得の柔軟化等を盛り込んで施行されました。平成29年3月にも改正され、平成29年10月より最長2歳まで育児休業が取得可能となり、育児休業・育児目的休暇の導入促進が図られました。

（2）県の動き

●「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定

平成27年3月、県政運営の指針となる総合計画「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」が策定され、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、仕事と子育て等の両立支援、女性の再チャレンジ支援、地域における女性の活躍の促進等に取り組むこととされました。

●県の「男女共同参画基本計画」の改定

平成28年3月、「第4次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基本目標を7つから3つへ、重点項目を15から10へと体系の見直しが行われました。

●県の「配偶者暴力等対策基本計画」の改定

平成25年3月、「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が改定され、さらに配偶者暴力対策等の強化を図るため、平成28年3月に改定され、名称を「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に変更されました。

3 本市の動き

●「男女共同参画宣言都市」

本市は、平成24年9月29日、「山陽小野田市男女共同参画宣言都市記念式典」を開催し、誰もが自分らしく生きがいを持って輝けるまちを目指すことを宣言し、「男女共同参画宣言都市」となりました。また、平成22年に10月1日を「女性の日」と定めた後、毎年男女共同参画を推進する講演会の開催や「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」の作品応募と入賞発表を行い、男女共同参画社会づくりに向けて取り組んできました。

●市民アンケート調査の実施

平成28年5月、男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施しました。

●「第二次山陽小野田市総合計画」の策定

平成30年3月、平成30年度から向こう12年間の長期的な計画「第二次山陽小野田市総合計画：活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田

～」を策定し、本市の最上位計画として位置づけ、男女共同参画を含むあらゆる施策の推進に取り組むこととしています。

4 平成28年男女共同参画に関する市民アンケート調査結果

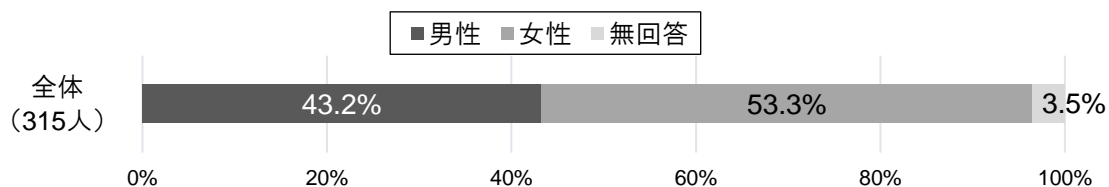
(1) 調査の方法及び回収結果

- ・市内にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に1,000人を抽出
- ・回収は315人（回収率31.5%）

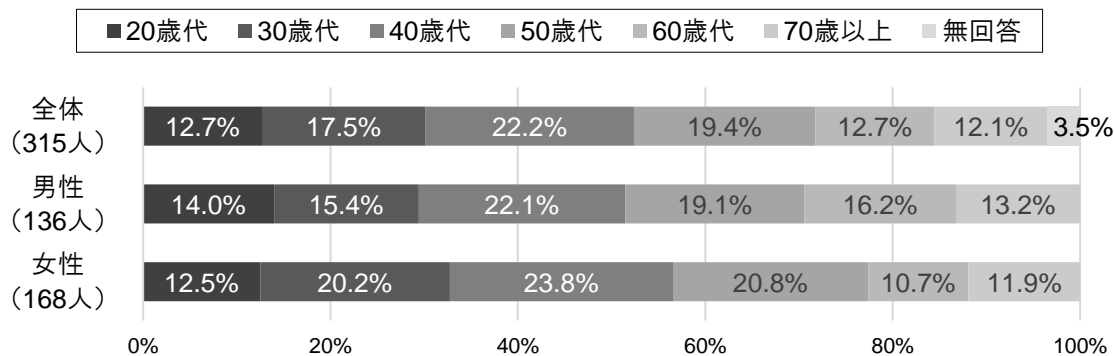
（グラフ中の割合は四捨五入処理により合計が100%を上下変動する場合があります。）

(2) 回答者の属性

ア 性別



イ 年齢

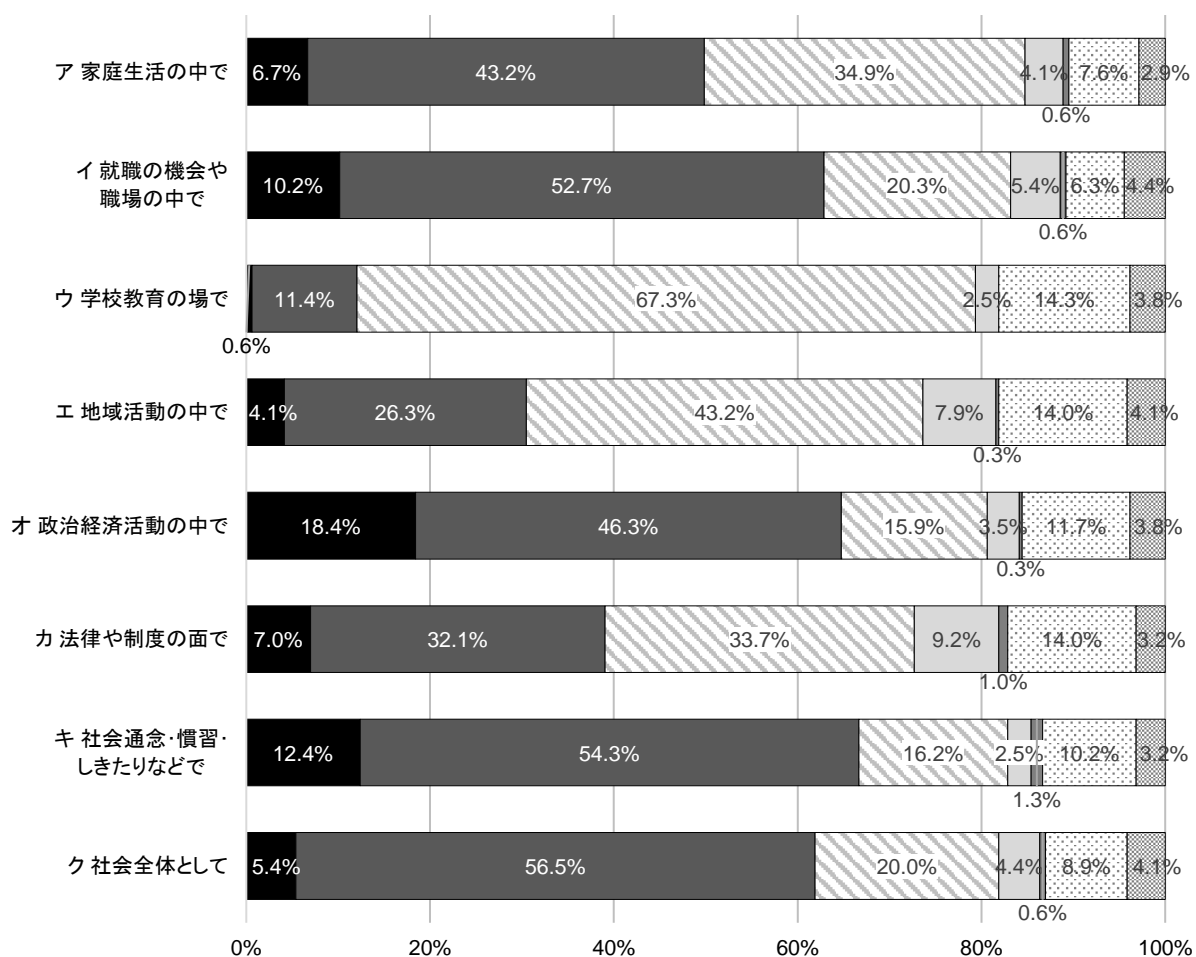
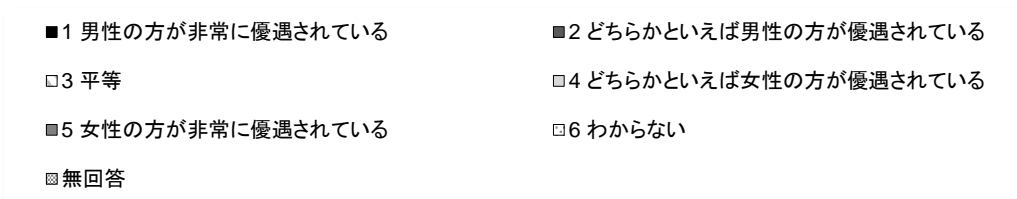


(3) 調査結果

ア 男女の地位の平等感について

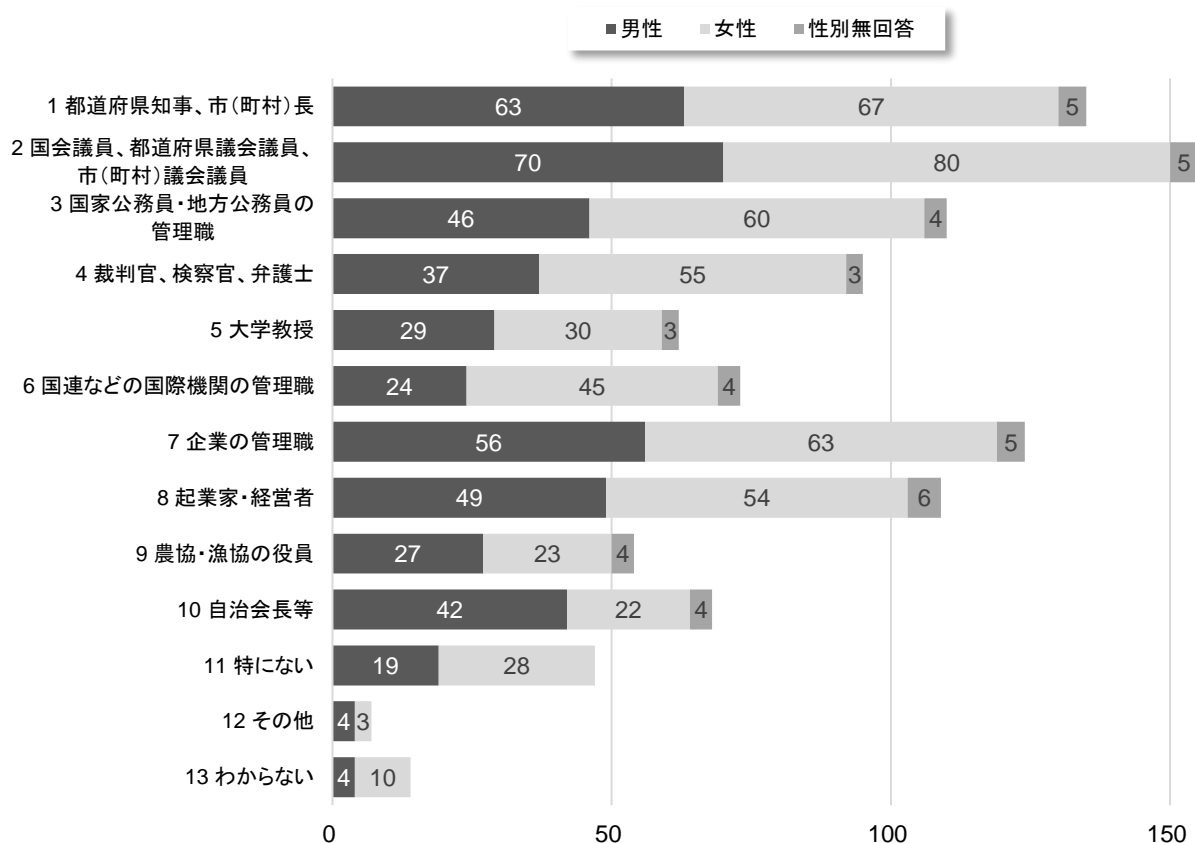
【1】各分野における男女の地位の平等感

問1 あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを「ア」から「ク」までの分野ごとに1つずつお答えください。



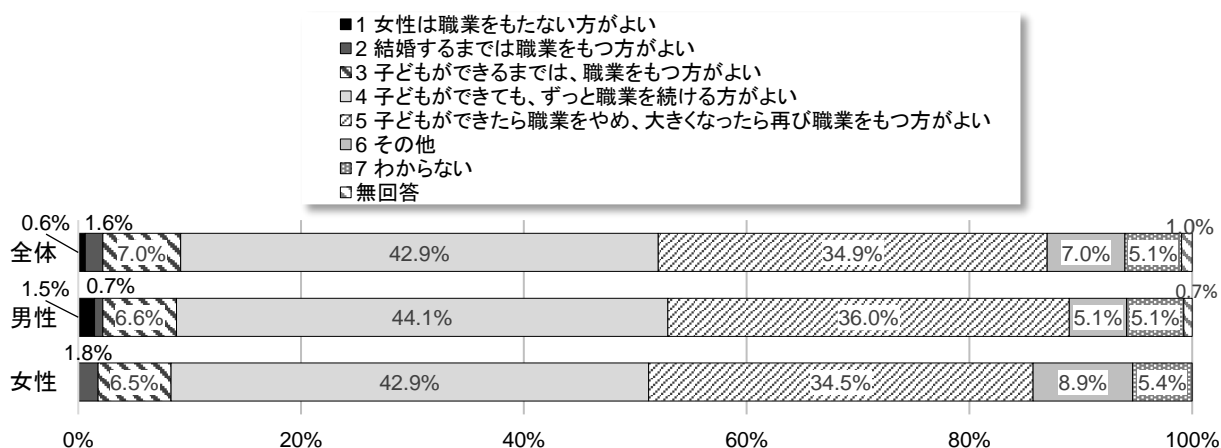
【2】女性の役職等への就任

問2 あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。次の中からいくつでもあげてください。

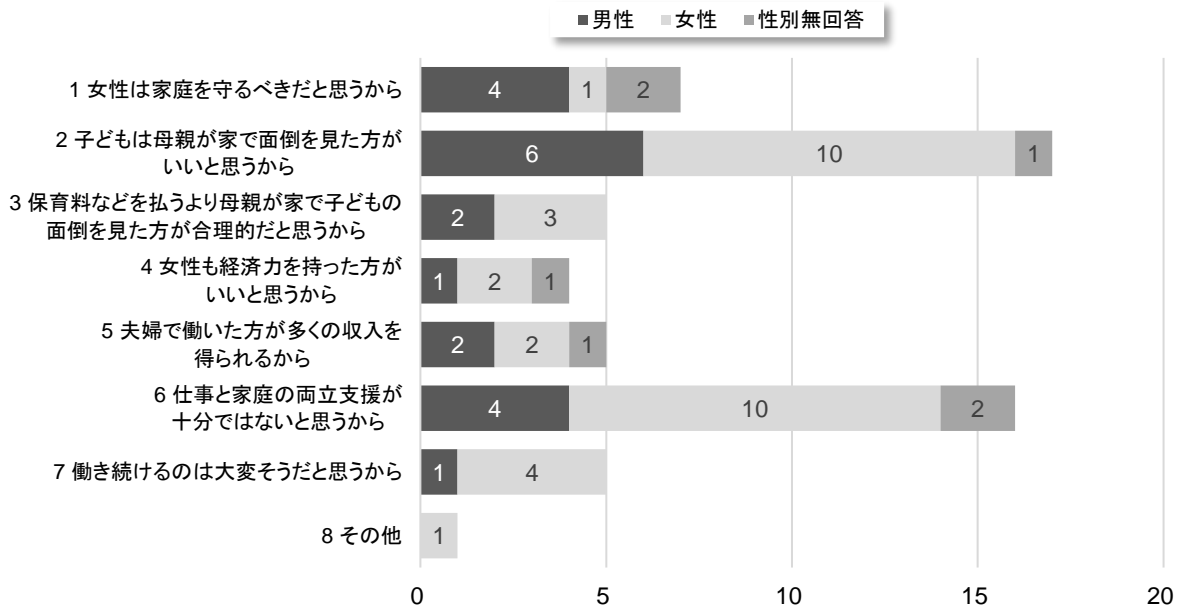


【3】女性が職業をもつことについて

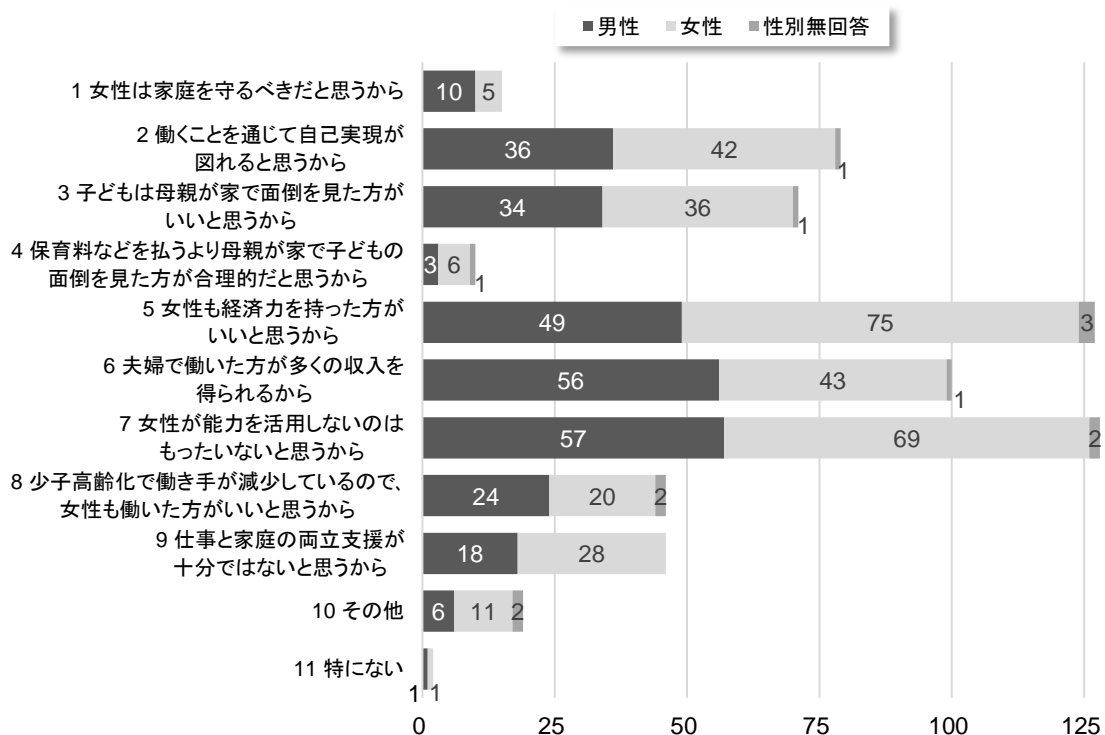
問3 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。次の中から1つだけお答えください。



問3-1 問3で「1」から「3」までを選択したのはなぜですか。
次の中からいくつでもあげてください。

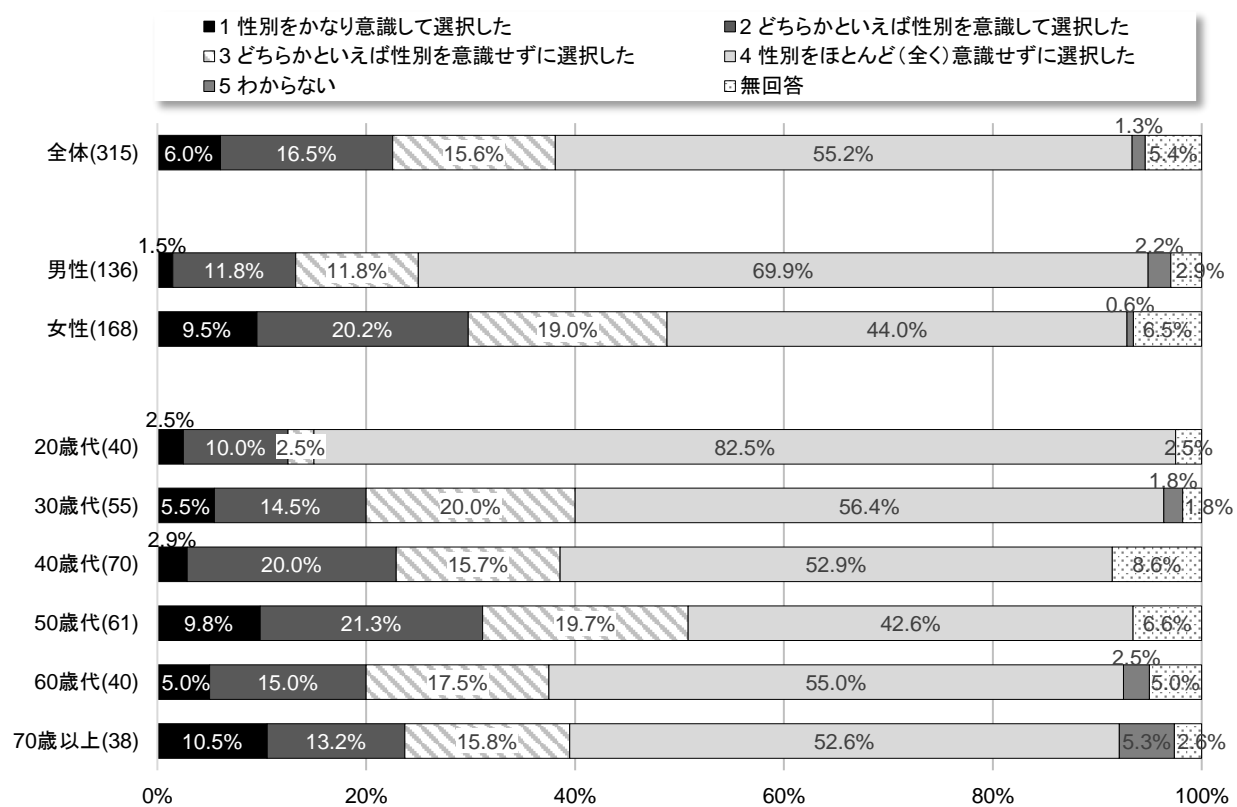


問3-2 問3で「4」又は「5」を選択したのはなぜですか。
次の中からいくつでもあげてください。



【4】進路や職業選択する際の性別意識

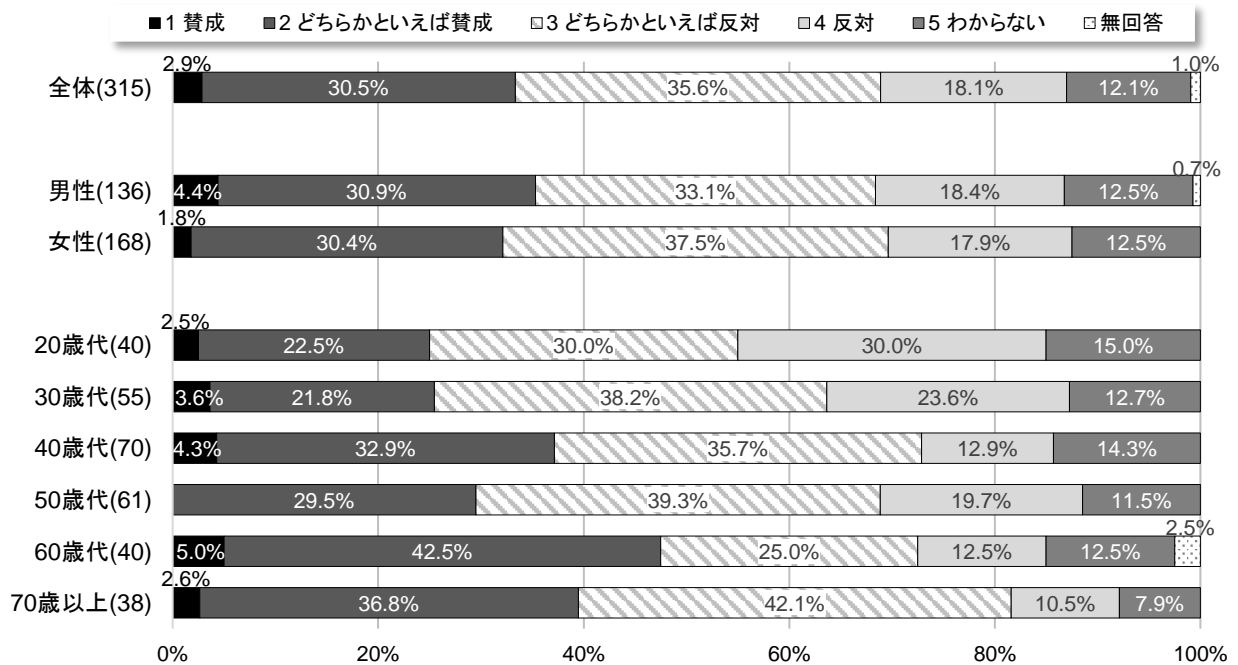
問4 あなたは、進路や職業を選択する際に、性別を意識しましたか。
次の中から1つだけお答えください。



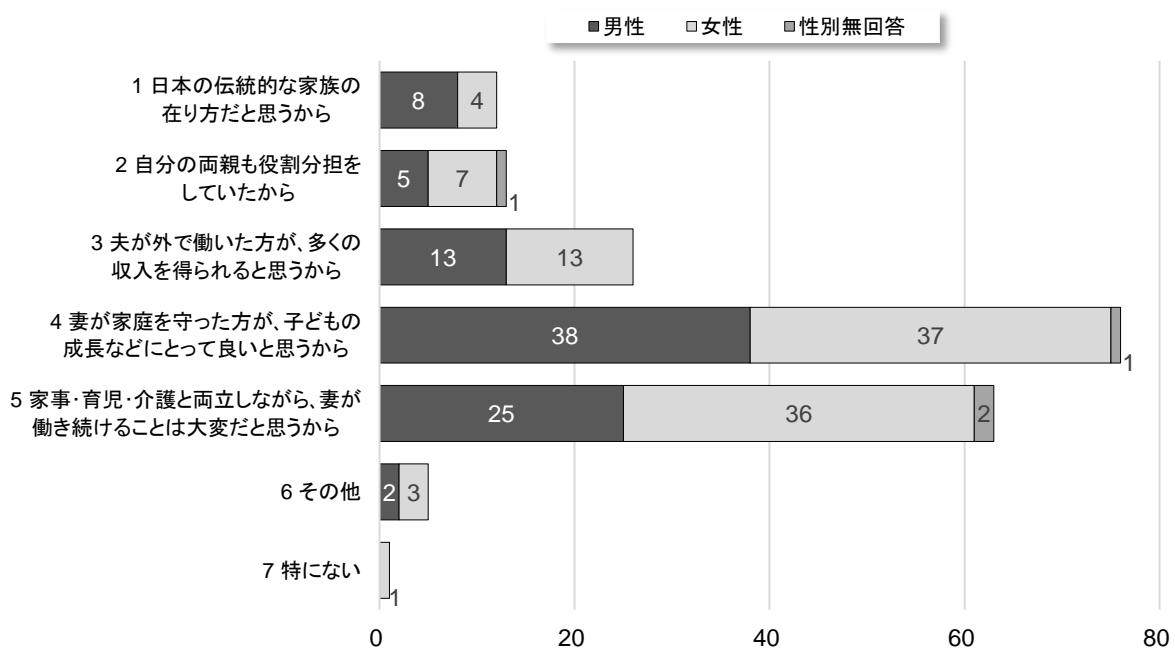
イ 家庭生活等に関する意識について

【1】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

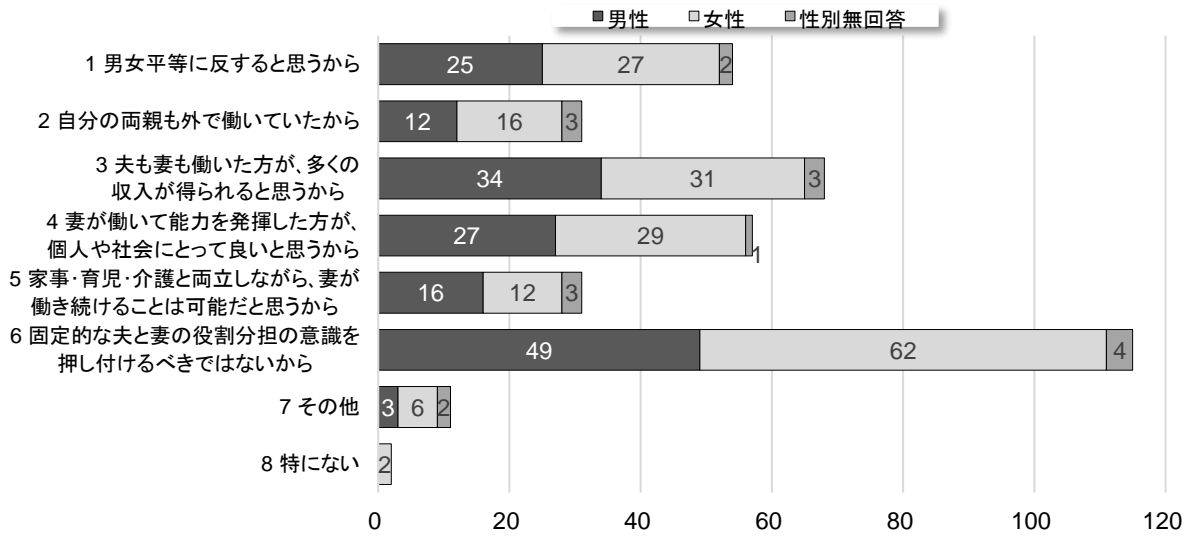
問5「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたのご意見をお伺いします。次の中から1つだけお答えください。



問5-1 問5で「1」又は「2」に○をつけたのはなぜですか。次の中からいくつでもあげてください。



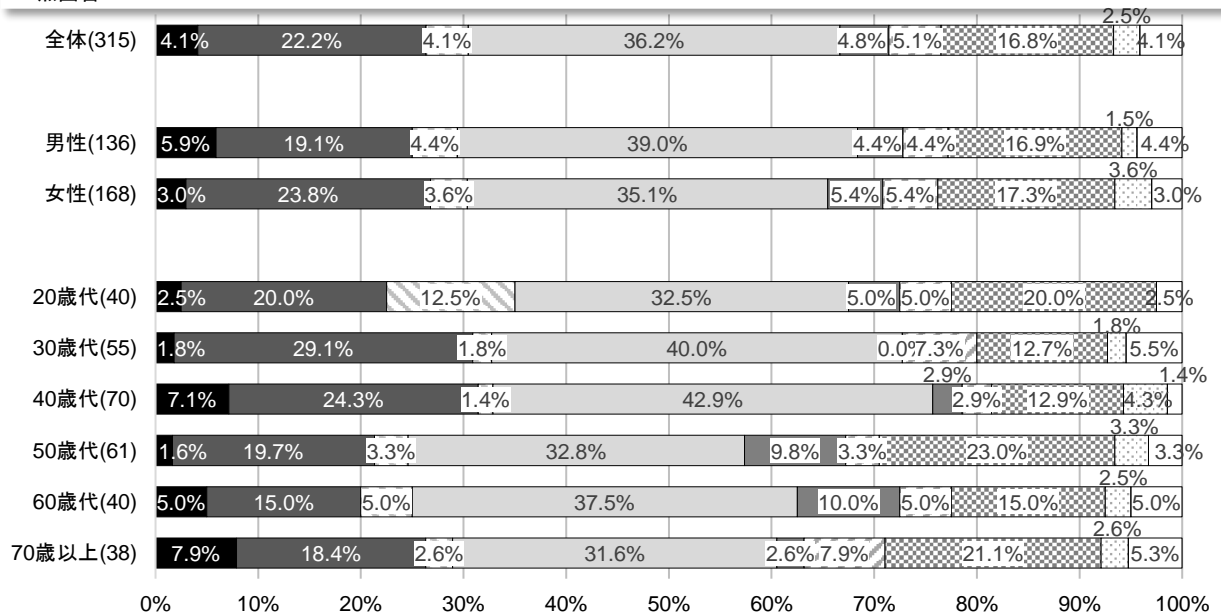
問5-2 問5で「3」又は「4」に○をつけたのはなぜですか。
次の中からいくつでもあげてください。



【2】「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度

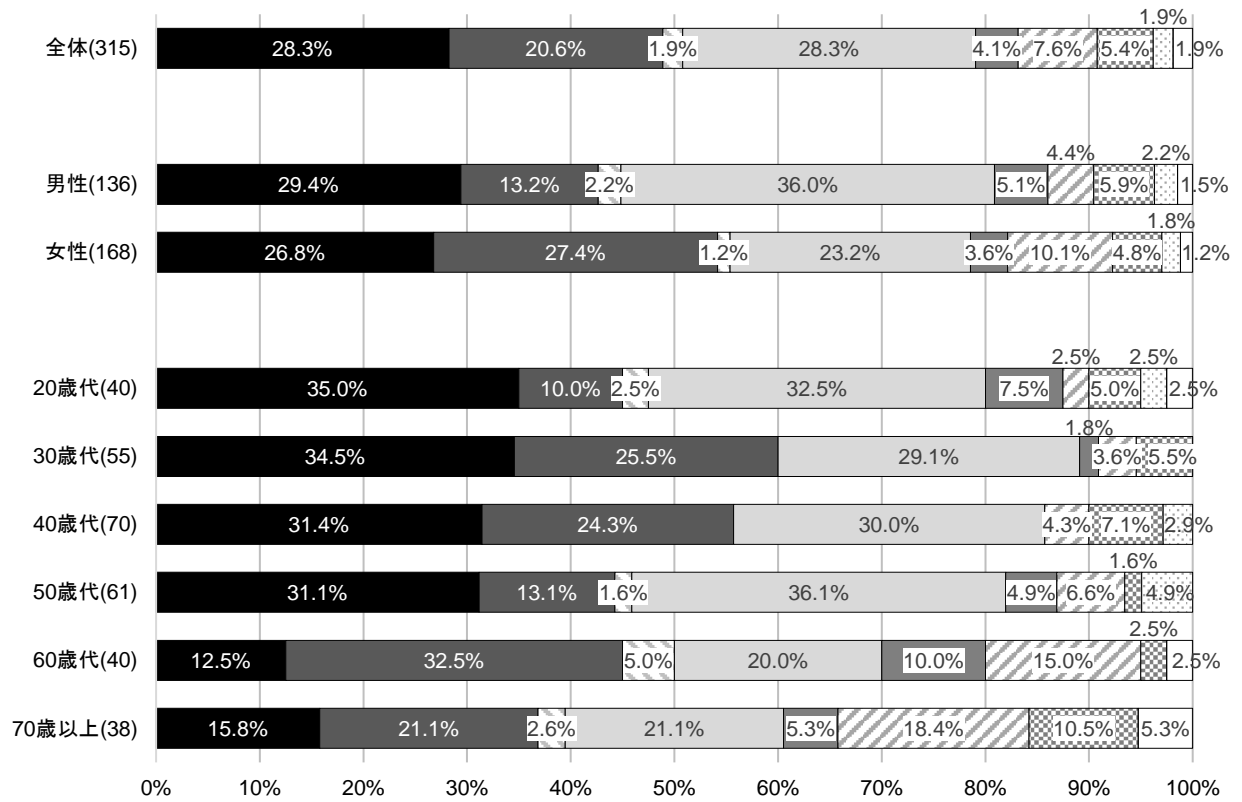
問6-1 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度についてお伺いします。
まず、あなたの希望に最も近いものを次の中から1つだけお答えください。

- 1 「仕事」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 8 わからない
- 無回答



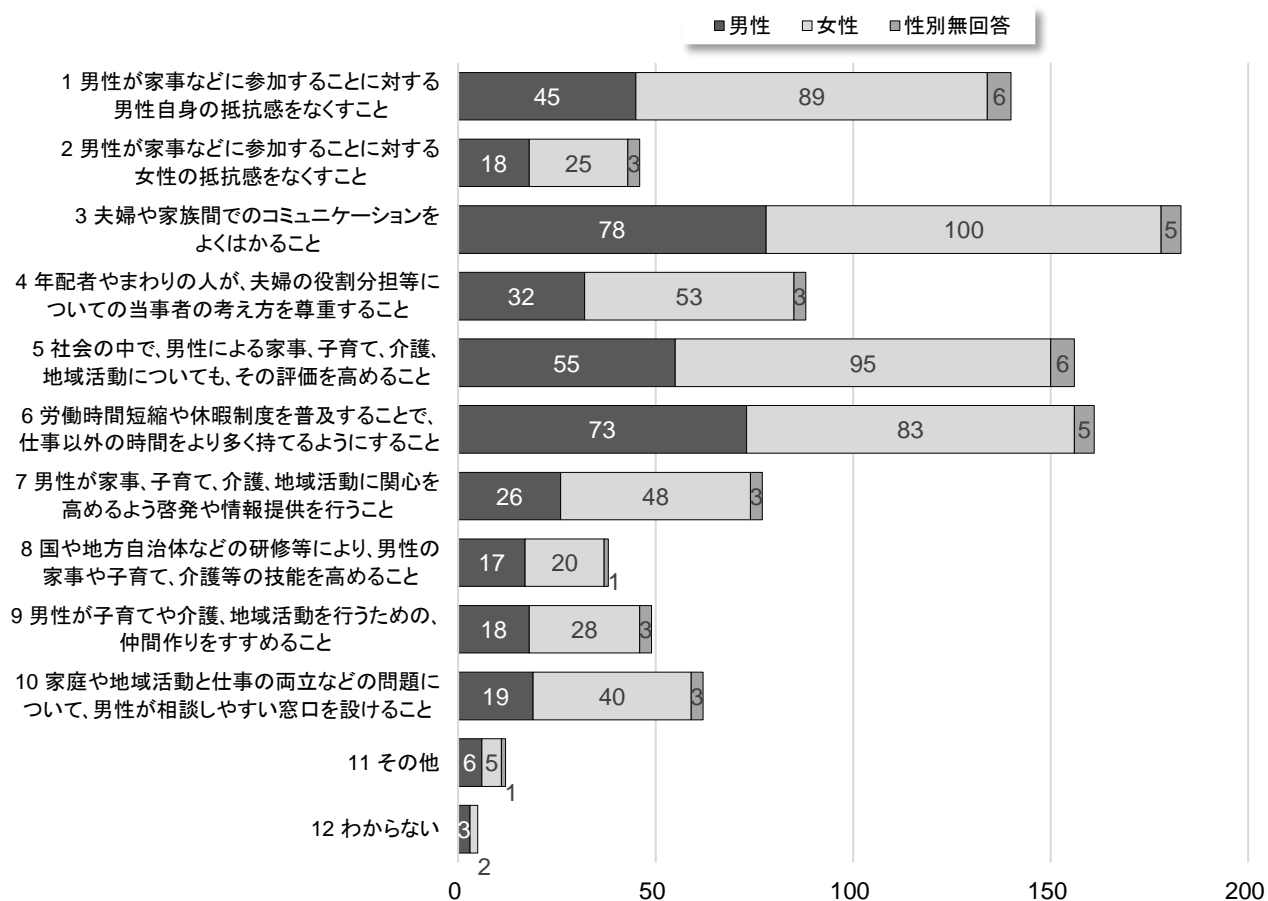
問6-2 それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものを次の中から1つだけお答えください。

- 1 「仕事」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 無回答
- 2 「家庭生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8 わからない



【3】男性の家事、育児、介護、地域活動への参加

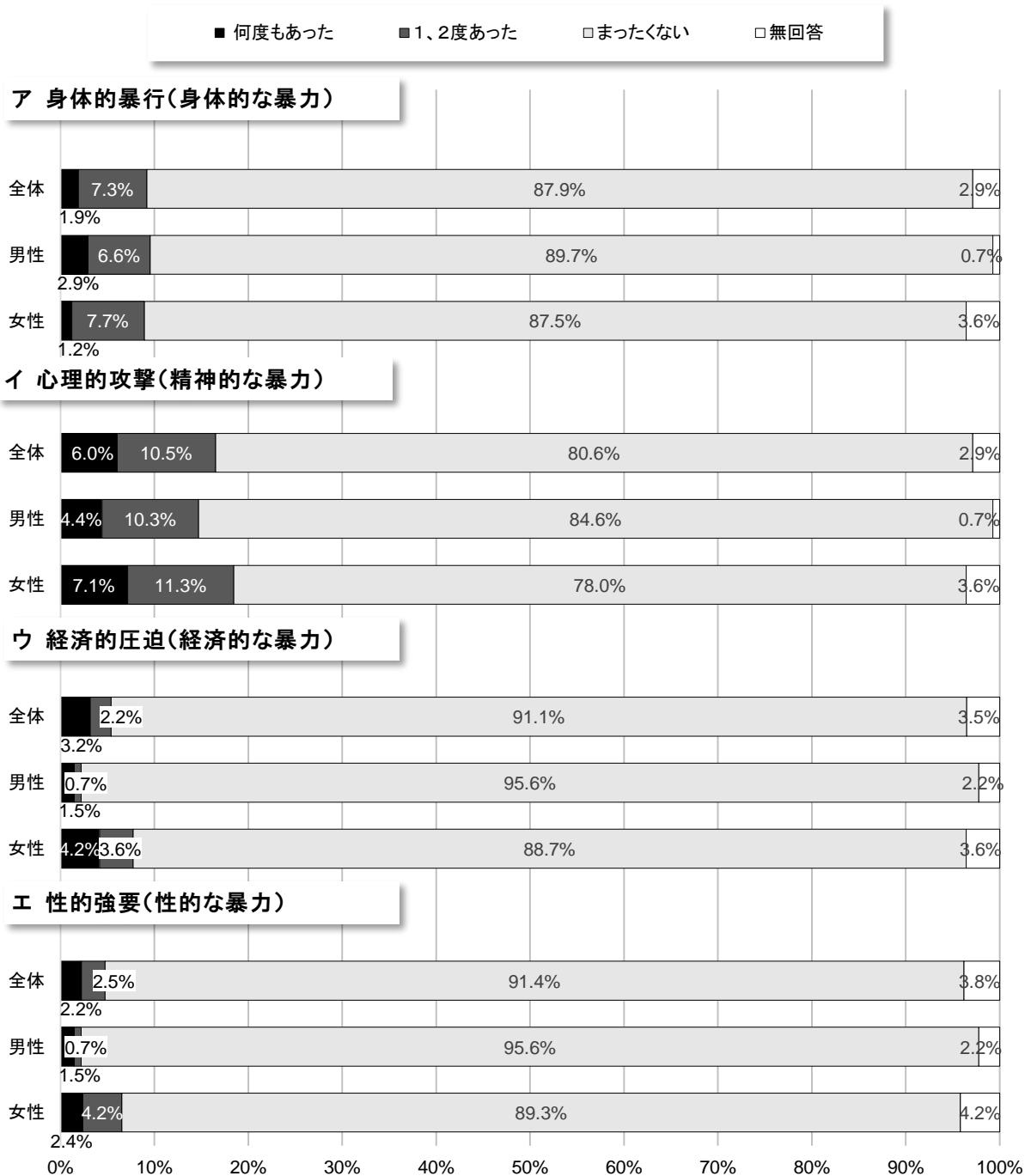
問7 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中からいくつかもあげてください。



ウ 男女間における暴力について

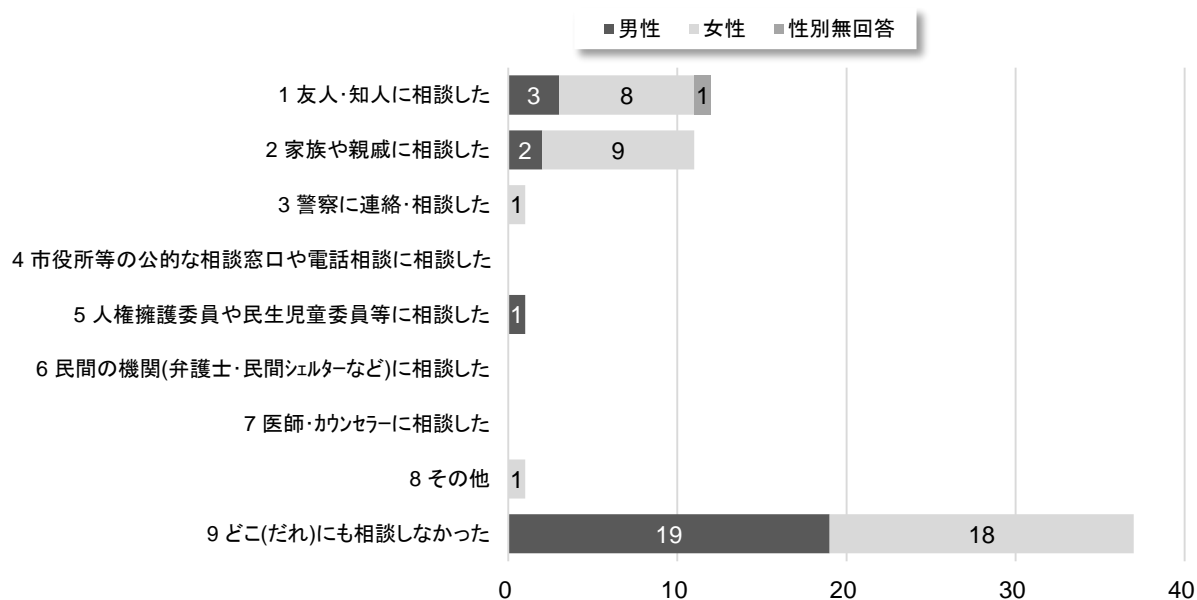
【1】配偶者等からの暴力等の被害経験について

問8 あなたは、この5年間に配偶者や交際相手等から次の「ア」から「エ」までに示す暴力を受けたことがありますか。次の中から項目ごとに1つだけお答えください。

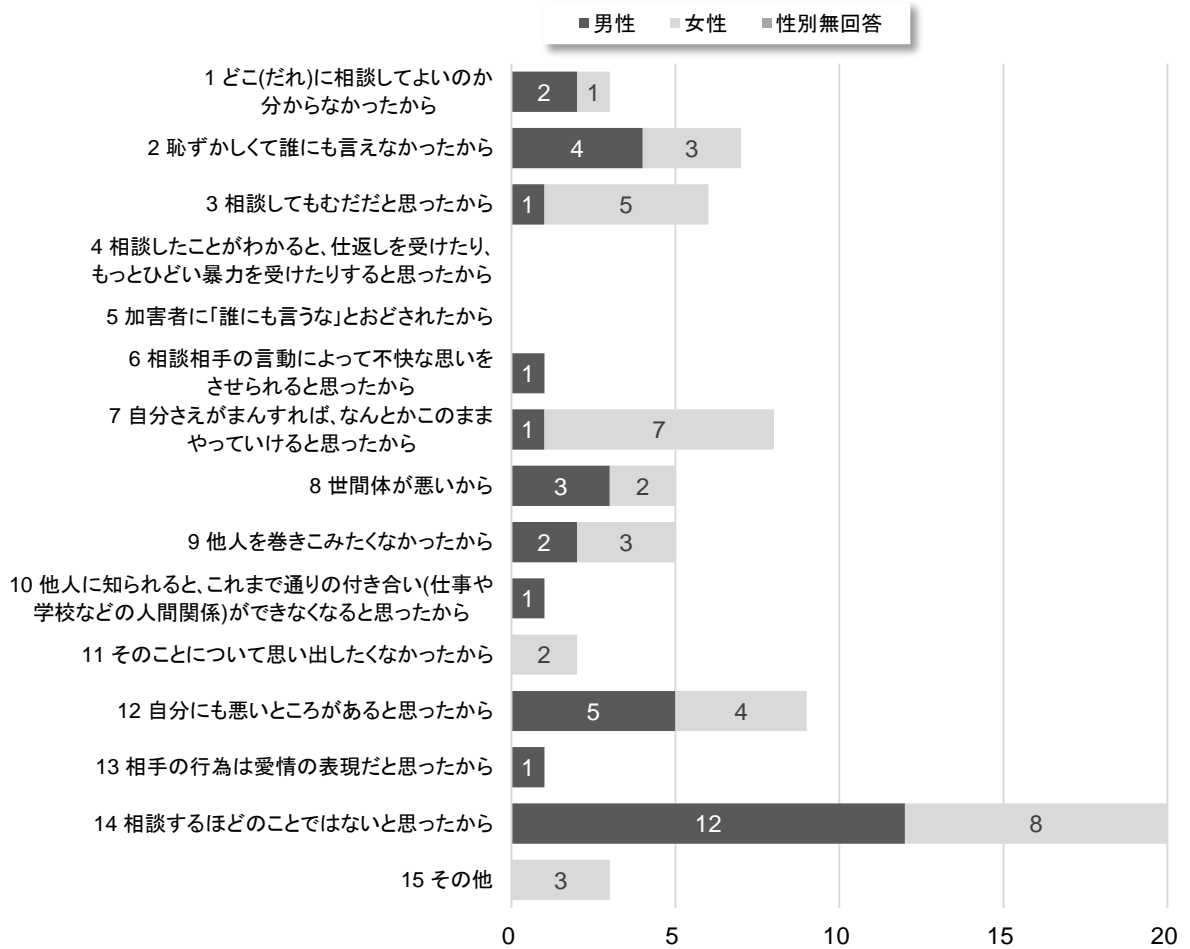


【2】配偶者等からの暴力等の被害の相談

問8-1-1 問8のいずれかの項目で「何度もあった」又は「1、2度あった」に○をつけた方にお伺いします。これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したりしたことはありますか。次の中からいくつでもあげてください。

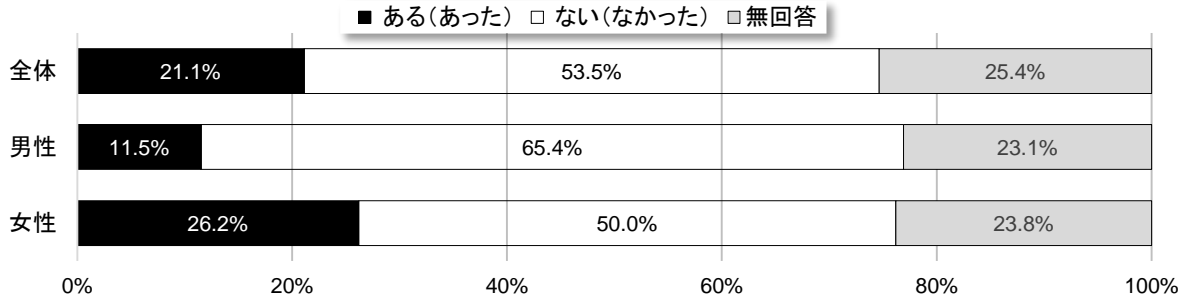


問8-1-2 問8-1-1で「9 どこ(だれ)にも相談しなかった」に○をつけた方にお伺いします。どこ(だれ)にも相談しなかったのはなぜですか。次の中からいくつでもあげてください。

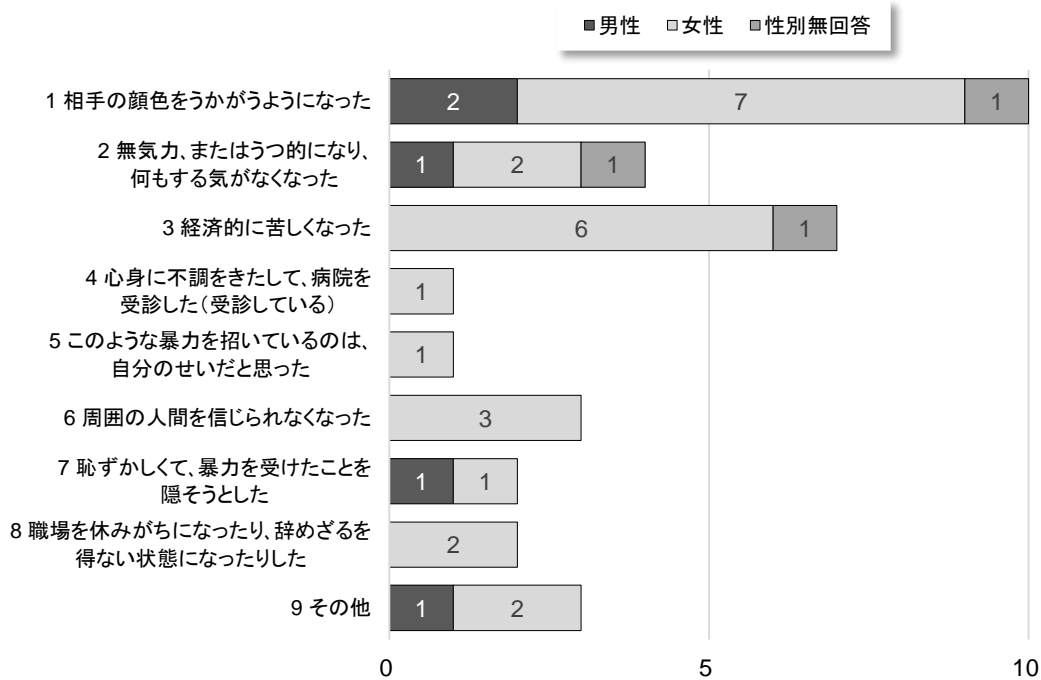


【3】配偶者等からの暴力等による影響

問8-2-1 問8で「何度もあった」又は「1、2度あった」に○をつけた方にお伺いします。配偶者や交際相手から暴力を受けた後、生活や心身への影響がありましたか。

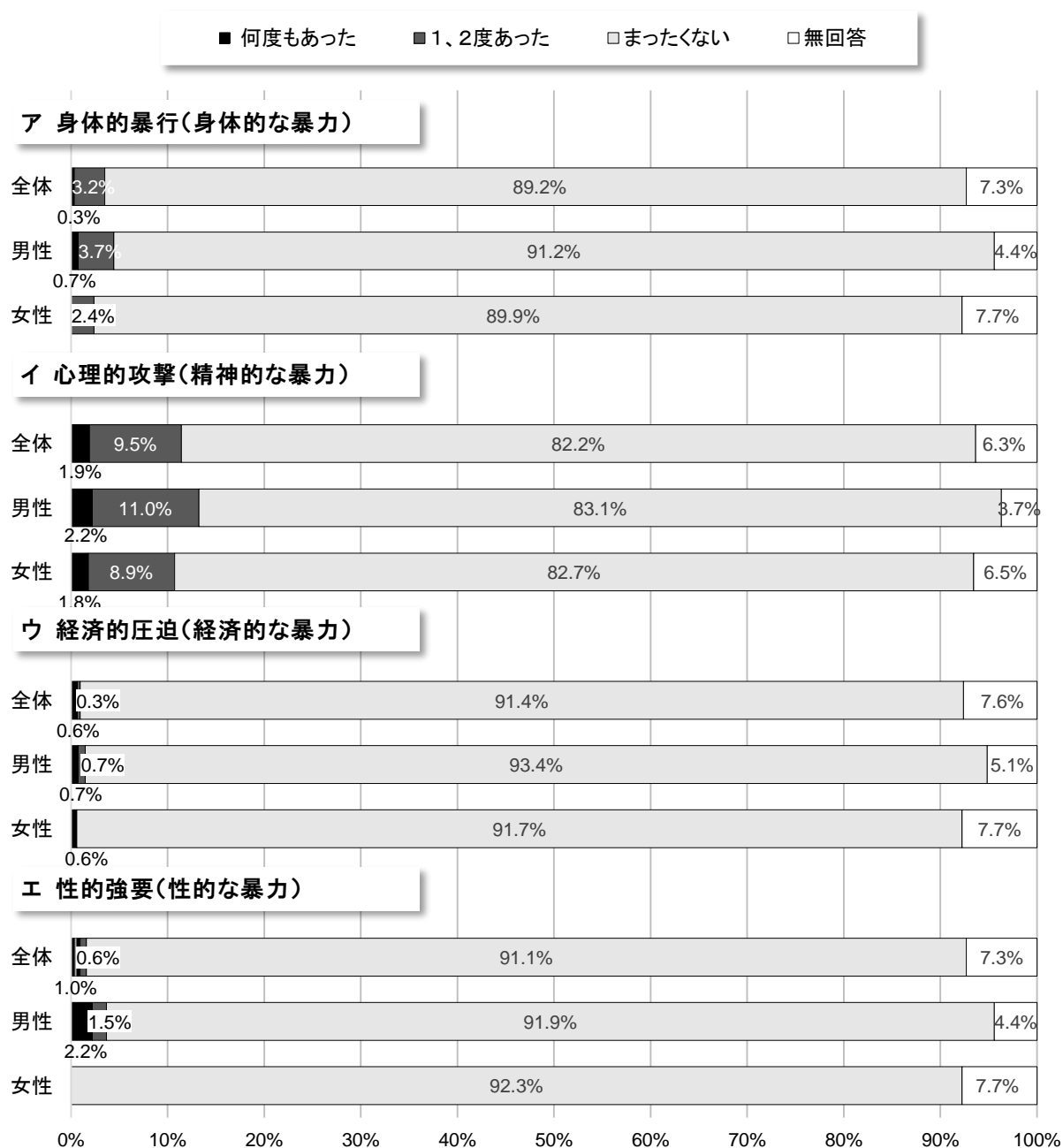


問8-2-2 問8-2-1で「ある(あった)」に○をつけた方にお伺いします。配偶者や交際相手からの暴力により、生活や心身へどのような影響がありましたか。



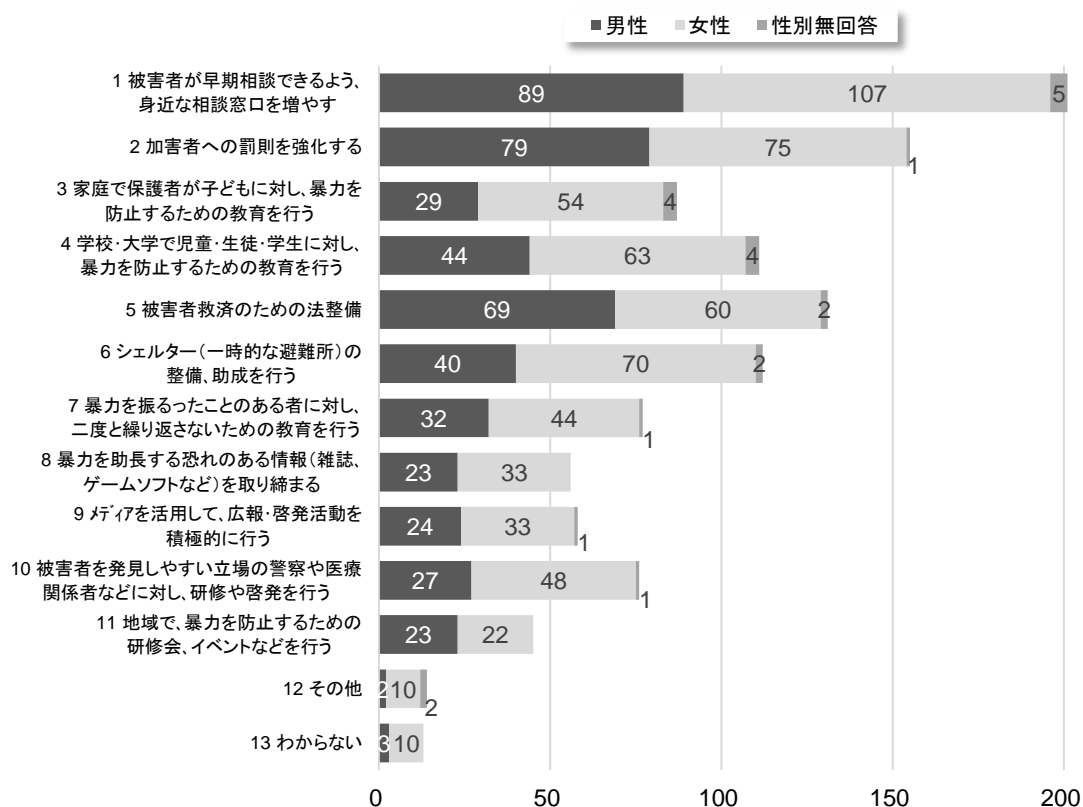
【4】配偶者等への暴力等の加害経験

問9 あなたは、この5年間に配偶者や交際相手等に対して問8の項目に示す内容の暴力を行ったことがありますか。次の中から項目ごとに1つだけお答えください。



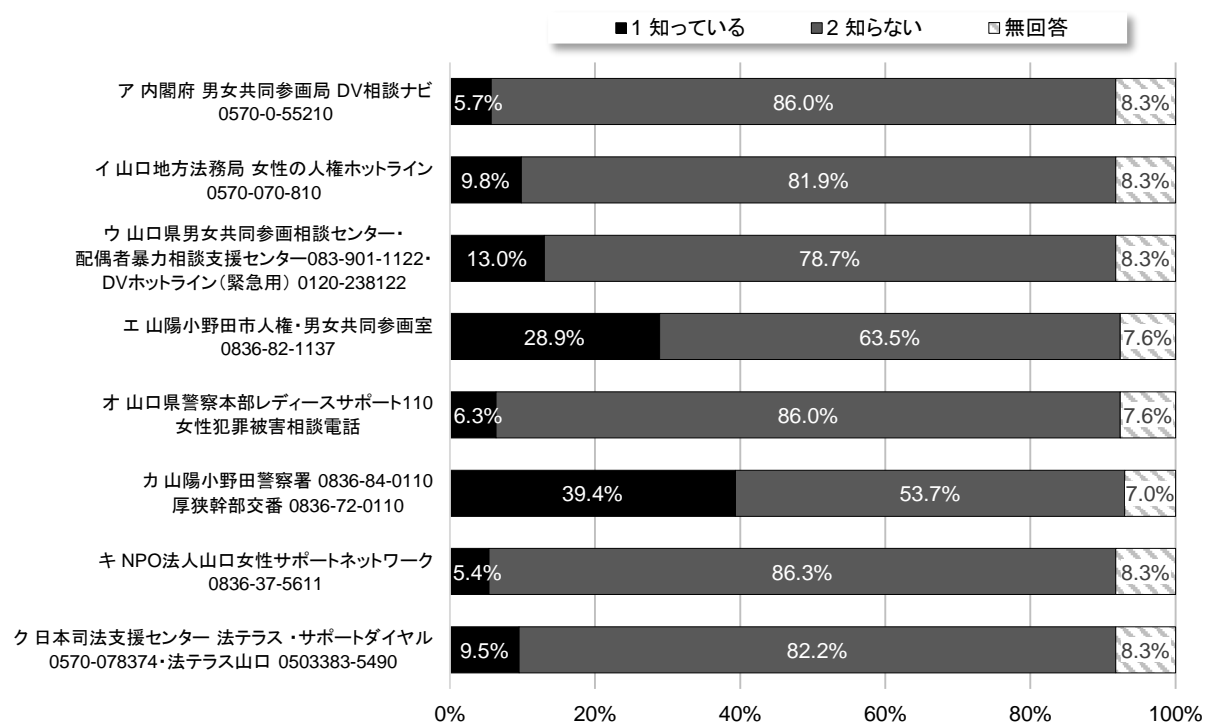
【5】配偶者等からの暴力等の防止対策

問10 配偶者や交際相手等からの暴力、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等を防止するためには、どのような対策が必要だと思いますか。次の中からいくつでもあげてください。



【6】配偶者等からの暴力等の相談窓口（相談機関）

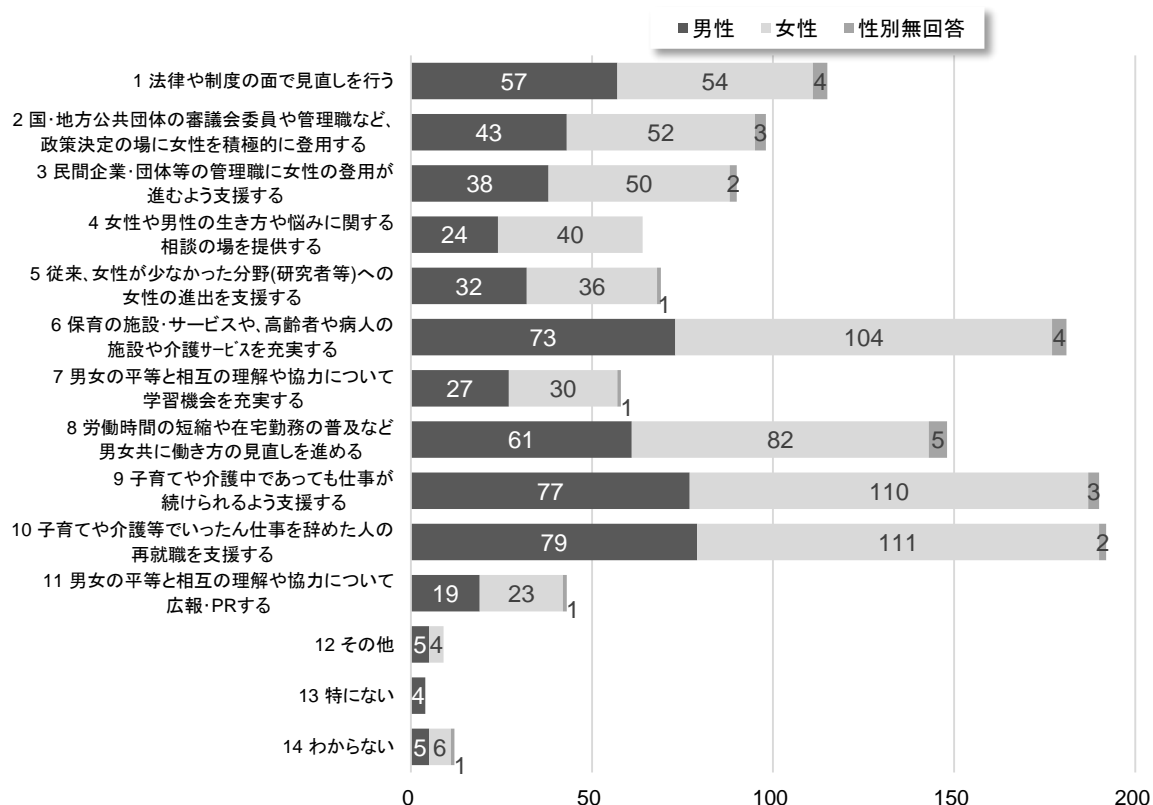
問11 配偶者や交際相手等からの暴力行為等に関しては、いろいろな機関で相談に応じています。あなたは、次に示した相談窓口（相談機関）についてご存知ですか。相談窓口（相談機関）ごとに1つだけお答えください。



エ 男女共同参画社会に関する行政への要望について

【1】男女共同参画社会を実現するための施策

問12 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からいくつでもあげてください。



ひとひと 女と男の一行詩

★第2回（平成12年）最優秀賞★

あなたにとっての日曜日

私にとっても日曜日



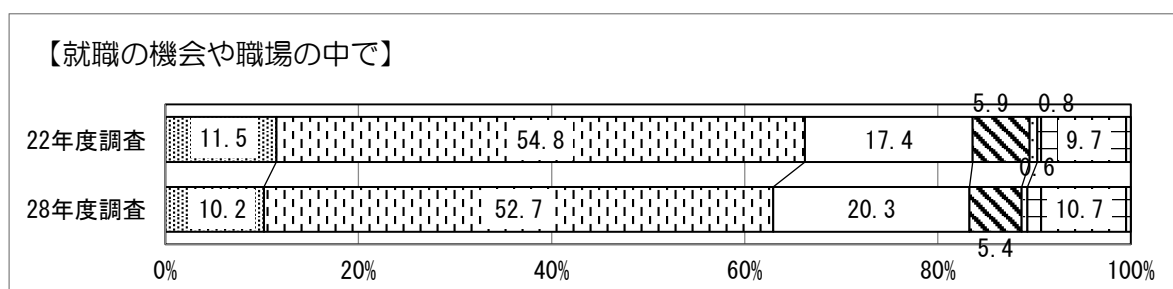
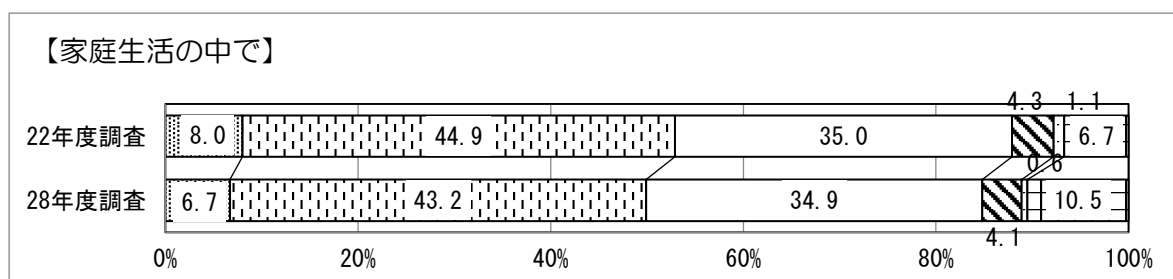
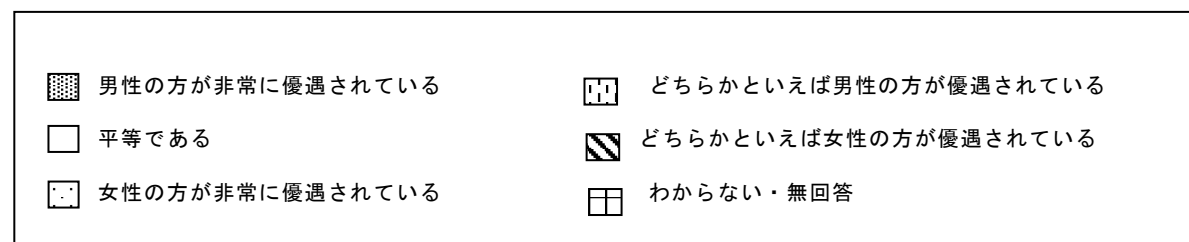
第3章 これまでの取組

平成22年度と平成28年度の男女共同参画に関する市民アンケートの調査結果を比較すると、「男女の地位の平等感」については、学校教育の場では6割強が平等であると回答し、比較的平等感が高くなっています。しかし、その他の分野では、平等と回答する割合が減少、若しくはわずかな平等感の増加にとどまっております。今後も男女が共に活躍できる地域社会づくりや、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革への一層の取組が必要です。

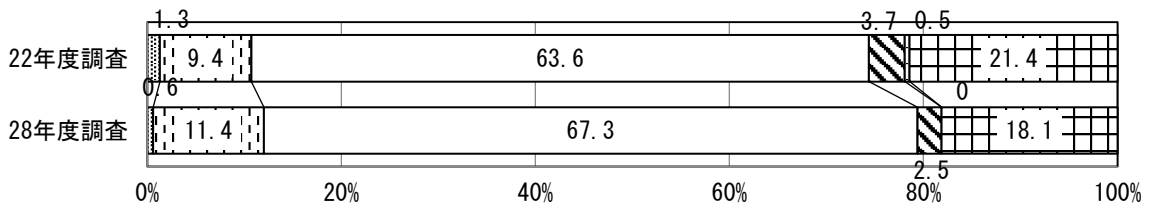
また、「女性が職業をもつこと」について、「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」の回答割合が増加しており、子どもを育てやすい環境づくりや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

アンケート調査

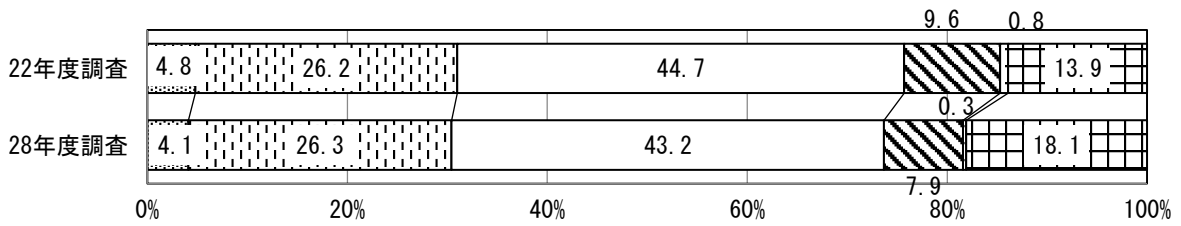
各分野における男女の地位の平等感



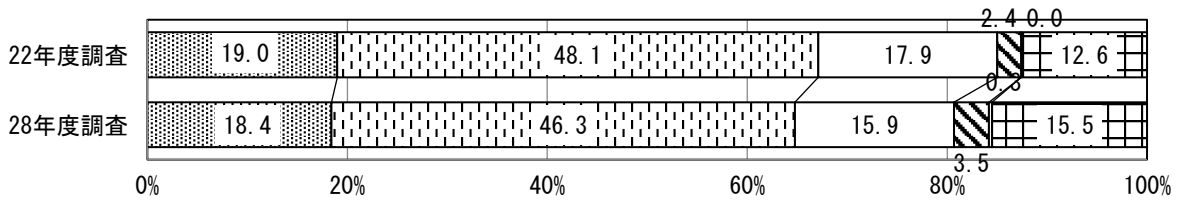
【学校教育の場で】



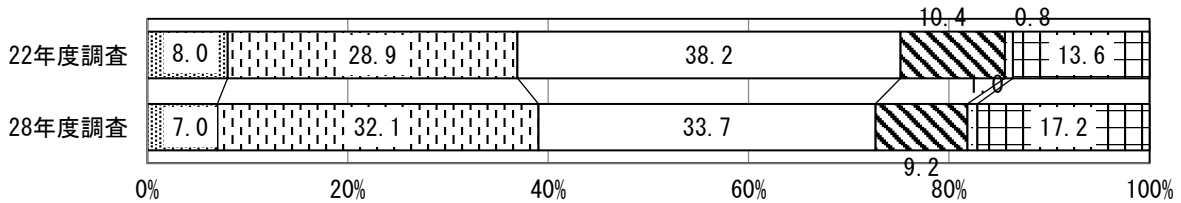
【地域活動の中で】



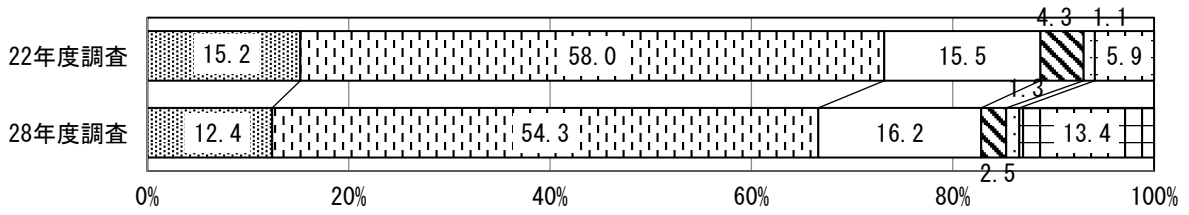
【政治経済活動の中で】



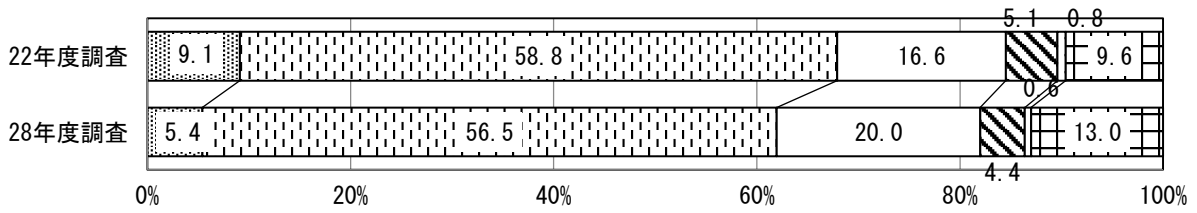
【法律や制度の面で】



【社会通念・慣習・しきたり等で】

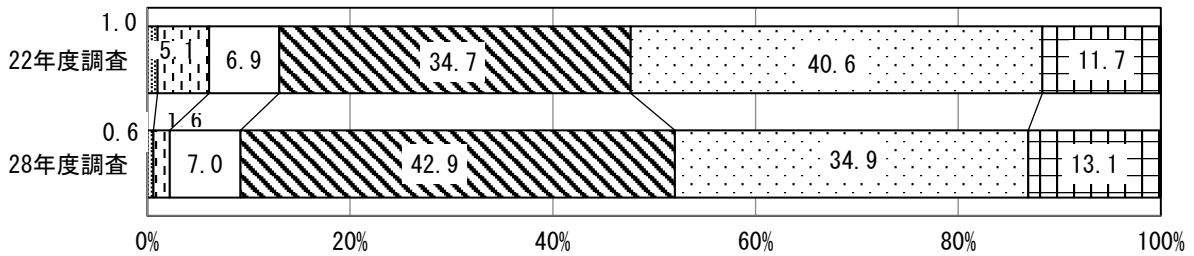


【社会全体として】



女性が職業をもつことについて

- 女性に職業をもたない方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい。
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい。
- その他・わからない・無回答



第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

第二次山陽小野田市総合計画に掲げられている将来都市像「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」に向け、「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念の下、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

6つの基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活等への共同参画
- (5) 生殖に関する意思の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の取組の理解

2 プランの構成

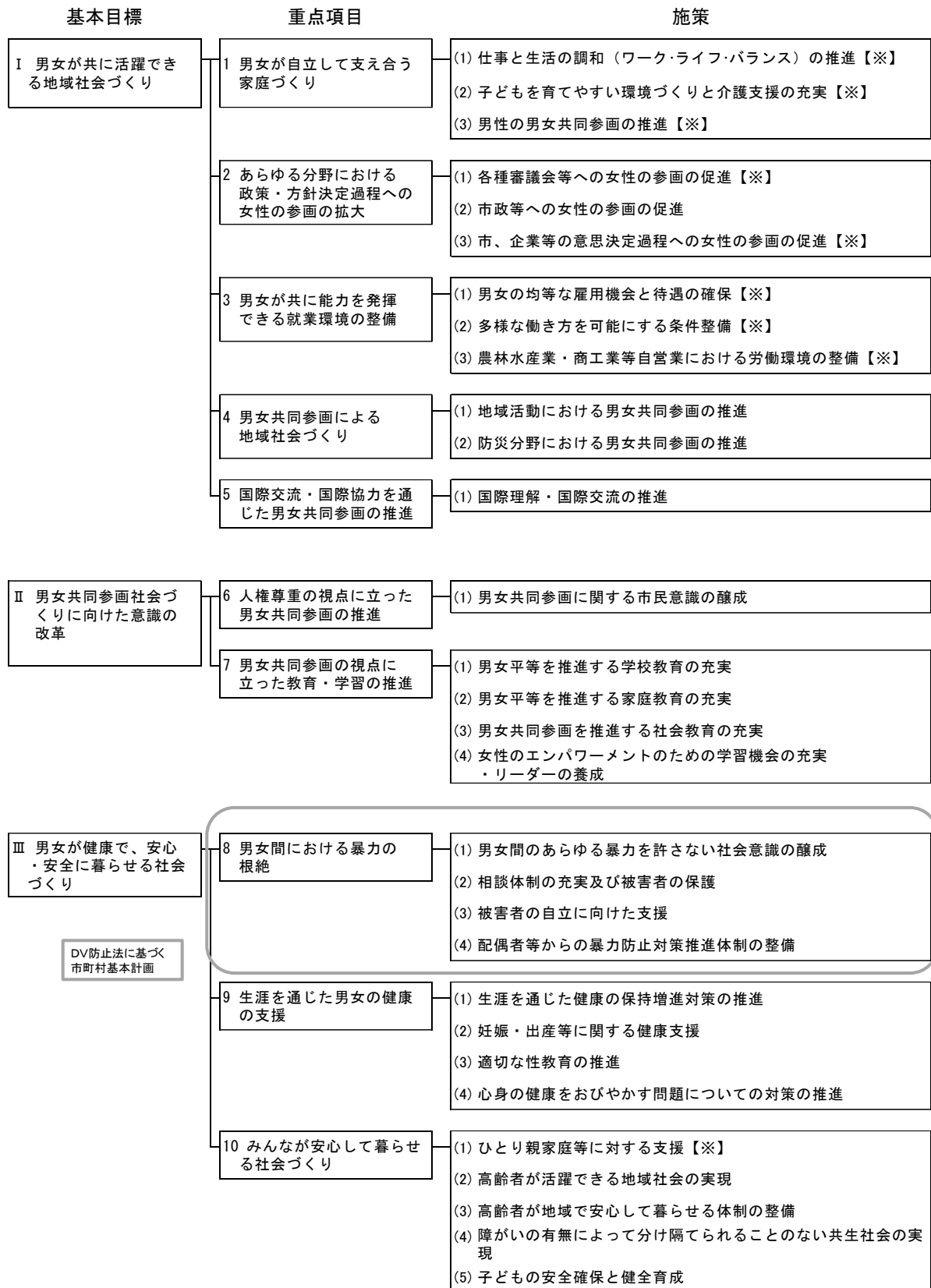
「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念は維持しつつ、県の「山口県男女共同参画基本計画」に準拠し、目指すべき方向の大きな柱とするよう、次の「3つの基本目標」及び「10の重点項目」に体系の見直しを行いました。

◆基本目標

- I 男女が共に活躍できる地域社会づくり
- II 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- III 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

3 プランの体系図

～男女共同参画社会を目指して～



DV防止法に基づく市町村基本計画

【※】は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

第5章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域づくり

男女が共に社会のあらゆる分野で活躍するためには、仕事と生活の調和を図ることが大切です。家庭生活の場では、ともすれば女性の役割と決めつけられがちな家事や育児、介護等でも、男性・女性が共に責任を担い、協力し合うことが必要であると同時に、そのための社会的な支援も重要になってきます。

このため、市民の多様なライフスタイルに応じた育児環境や介護者への支援の充実を進め、働きながら子育て・介護等ができる就業環境の整備や啓発活動を推進します。

また、充実した心豊かな生活を送るためには家庭生活だけでなく、これを取り巻く地域や社会との関わりが重要です。男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立することができるよう、地域活動への参加促進に向けた支援等の取組を推進します。

重点項目1 男女が自立して支え合う家庭づくり

重点項目2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点項目3 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

重点項目4 男女共同参画による地域社会づくり

重点項目5 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

重点項目1 男女が自立して支え合う家庭づくり

施策（1） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

《現状と課題》

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

このため、社会的気運の醸成、多様な働き方を可能にする職場環境の整備、子育てや介護等に関する支援策の充実等が求められます。

《方向性》

企業や市民に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発を行うとともに、国、県と連携して、男性の育児・介護休業等の取得促進や、長時間労働の是正等の働き方改革に向けた普及啓発を行います。

《具体的取組》

内 容	担当課
「仕事と生活の調和」の啓発促進 ・ 特定事業主行動計画の推進	人事課
・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の啓発	市民生活課
育児・介護休業制度の普及、啓発（再掲Ⅰ-1-(3)） ・ 特定事業主行動計画の推進 ・ 男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	人事課
・ 男性の家事・育児・介護等への参画啓発	人事課 子育て支援課 商工労働課 高齢福祉課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法令の周知徹底（再掲Ⅰ-3-(1)(2)、Ⅲ-10-(1)）	商工労働課
就業・再就職対策の充実促進（再掲Ⅰ-3-(2)、Ⅲ-10-(1)） ・ 資格、技能取得等の情報提供、創業支援	商工労働課

施策（２） 子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実

《現状と課題》

少子高齢化の進行や核家族化の増加、就労形態の変化等社会情勢の変化に加え、人々の価値観が多様化する中で、地域のつながりの希薄化により孤立する家庭が増えています。そのため、子育てや介護に対して不安感や負担感を感じる人が多くなっています。

家庭においては、男女が共に責任を担うことが必要ですが、これを補完あるいは支援していく社会的な取組が求められています。

このため、誰もが安心して子育てや介護ができるよう、家庭でのお互いの理解や職場の支援を促進し、子育てや介護を社会全体で支援する環境づくりが必要です。

《方向性》

市民の様々なライフスタイルに対応できるよう、保育所等の施設整備やニーズに対応した特別保育や病児保育を実施するとともに、子育ての不安や負担を解消し、親同士の交流や子育ての相談・情報提供ができる子育て総合支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育てに関する相談支援体制の充実を図っていきます。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう介護支援体制を充実し、社会全体で支援する環境づくりを推進します。

《具体的取組》

内 容	担当課
子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進 ・ 子ども・子育て支援事業計画の着実な推進	子育て支援課
・ パパママを対象にしたマタニティスクールの開催 ・ 乳幼児ふれあい体験の実施	健康増進課
・ マタニティブックスタート事業の実施	中央図書館
子育てを地域から推進するための体制整備 ・ 地域活動組織の育成支援 ・ ファミリーサポートセンターの設置	子育て支援課

内 容	担当課
子育てについての相談支援体制の整備充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ すくすく相談の実施 ・ 育児学級の実施 ・ 家庭訪問・相談の実施 ・ 子育て世代包括支援センター・ココシエの設置 	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てコンシェルジュの充実 ・ 家庭児童相談の充実 	子育て支援課
多様化する保育ニーズに対応した特別保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育の拡充 ・ 一時保育の拡充 ・ 障がい児保育の実施 	子育て支援課
病児保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育の実施 	子育て支援課
放課後児童クラブ及び児童館事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの充実 ・ 放課後こどもプランとの連携 	子育て支援課
子育て総合支援センターの充実、地域子育て支援センターの実施、保育所等の整備充実の支援	子育て支援課
保育料等負担軽減のための経済的支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の軽減施策の継続実施 	子育て支援課
家族介護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり高齢者介護見舞金支給事業の実施 ・ 家族介護支援事業の実施 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ひだまりサロン」の開催 	健康増進課

施策（３） 男性の男女共同参画の推進

《現状と課題》

人々の意識の中で長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っています。男性の多くは家事・子育て等に関わる時間が短く、育児休業の取得率も極めて低くなっています。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要であり、このことについて、男性が理解を深める必要があります。

《方向性》

男性の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性にとっての男女共同参画の意義に関する広報啓発活動を推進します。

また、男性が家事、子育てや介護、地域活動へ参画することを促進するため、意識啓発や職場環境の整備を進めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
男女共同参画に関する広報啓発活動（再掲Ⅱ-6-(1)） <ul style="list-style-type: none"> 市広報、市ホームページによる啓発 男女共同参画に関する情報収集・提供 	市民生活課
公民館講座の開催（再掲Ⅱ-7-(2)） <ul style="list-style-type: none"> 家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する講座を開催 	社会教育課
育児・介護休業制度の普及、啓発（再掲Ⅰ-1-(1)） <ul style="list-style-type: none"> 特定事業主行動計画の推進 男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備 	人事課
<ul style="list-style-type: none"> 男性の家事・育児・介護等への参画啓発 	人事課 子育て支援課 商工労働課 高齢福祉課

施策（1） 各種審議会等への女性の参画の促進

《現状と課題》

近年、政治・経済、行政、地域活動等、様々な分野で活躍する女性が増えています。その一方で、特に政策・方針の決定過程への女性参画は極めて低調で、大きな課題となっているのが現状です。

平成27年4月1日施行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」において、委員の構成比率が男性又は女性のいずれかに偏ることのないよう、男性及び女性の割合がいずれも構成員数の30%を下回らないよう努めることと規定されていますが、市の各種審議会への女性委員の登用率は、平成30年(2018年)4月現在、29.1%となっています。

今後、あらゆる分野で男女が能力を発揮できるよう、人材の発掘・育成や適切な情報の提供とあわせて、平等にチャンスを与えるという視点からも各種審議会等への女性の参画を一層推進し、できるだけ幅広い世代、分野から女性を登用するためにも、公募制の拡大等の取組を強化する必要があります。

《方向性》

市の審議会等委員における女性委員の割合を50%に増やすことを目標として女性委員の積極的な登用を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
女性委員の参画状況の定期的な調査による目標の早期達成 ・各種審議会等への女性委員登用の指導	人事課
・女性委員の積極的な登用及び公募枠の拡大	関係各課

施策（２） 市政等への女性の参画の促進

《現状と課題》

市民と行政がともにまちづくりを進めていけるよう、「まちづくり懇談会」や「市政説明会」、「市民意見公募(パブリックコメント)制度」等により、市政への関心を高め、その参画を促進しています。

調和のとれた住みよいまちづくりを推進するためには、男女を問わず、すべての市民が市政に関心を持ち、自らの考えや意見を述べ、政策や施策の方針を決定する場に参画することが重要です。

《方向性》

女性の市政への自主的な参画を促進するとともに、女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう環境の整備に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
市政への参加の促進 ・「まちづくり懇談会」の開催及び「提言箱」の設置等を通して市政への参加の機会の提供	市民生活課
・市民意見公募（パブリックコメント）制度の活用による市政への参画機会の提供	企画政策課 関係各課

ひとひと 女と男の一行詩

★第3回（平成13年）最優秀賞★

あなた ゴルフクラブ貸して

エプロン貸すから



施策（３） 市、企業等の意思決定過程への女性の参画の促進

《現状と課題》

「男女雇用機会均等法」の改正等によって、制度上の男女平等は着実に進んでおり、管理職に占める女性職員の割合も徐々に増加してきています。

市においては、平成30年(2018年)4月現在の一般行政職に占める女性職員の割合は、42.8%で、係長以上の役職者に占める女性職員の割合は、30.5%となっています。

今後も更に、女性職員の意見をあらゆる行政分野に反映できるよう、平等取扱いの原則と能力主義を踏まえつつ、女性職員の登用、職域拡大に取り組むことが必要です。

《方向性》

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を取り入れ、特に本市においては、女性の登用を積極的に進めるとともに、企業等の民間部門に対しても、女性の登用促進に向けた協力要請等の取組を進めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
多様な研修による女性職員の能力開発の推進 ・男女の別に捉われない研修機会の平等な提供	人事課
女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置の展開 ・役職への登用、女性職員未配置分野への女性職員の配置	人事課
企業や民間団体における女性参画の要請 ・企業、民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請	市民生活課 商工労働課

重点項目3 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

施策（１） 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

《現状と課題》

女性の職場進出・職域拡大が進む中で、「男女雇用機会均等法」等法制上また各種支援制度の整備等により、雇用環境の改善が進んでいますが、従来からの固定的性別役割分担意識等によって、必ずしも女性はその能力を十分発揮できる環境が実現しているとはいえません。

このため、男女が性別によって差別されることなく、個人の能力に応じた待遇が受けられるよう、男女雇用機会均等法の趣旨や内容の一層の周知が必要です。

また、女性の職業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発も大切です。

《方向性》

男女の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を促進し、実質的な男女の均等な機会確保を目指します。また、女性の労働条件や就業環境の改善に向けて、関係機関と連携し関係法令等の周知に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法令の周知徹底（再掲Ⅰ-1-(1)、Ⅰ-3-(2)、Ⅲ-10-(1)）	商工労働課
働く女性の妊娠・出産にかかる保護規定の啓発 ・保健センター内へポスターの掲示 ・働く妊婦への「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明	健康増進課

施策（２） 多様な働き方を可能にする条件整備

《現状と課題》

経済・社会環境が変化する中で、企業の意識や雇用形態も大きく変化してきています。

こうした中で、男女が個性豊かで自らのライフスタイルに合った働き方を選択することができ、生涯を通して充実した職業生活を送ることができる環境づくりが求められています。

このため、育児・介護等による離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発・向上、雇用情報の提供とともに、パートタイム労働者・派遣労働者の処遇・労働条件の改善及び在宅就労者への支援に向けて、関係機関との連携を図ることが必要です。

《方向性》

育児・介護等による離職者に対する雇用情報の提供及び相談の充実を図るとともに、自己啓発への支援を行います。また、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件等を改善するため、関係機関と連携して関係法令等の周知に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法令の周知徹底（再掲Ⅰ-1-(1)、Ⅰ-3-(1)、Ⅲ-10-(1)）	商工労働課
就業・再就職対策の充実促進（再掲Ⅰ-1-(1)、Ⅲ-10-(1)） ・資格や技能取得等の情報提供、創業支援	商工労働課

施策（３） 農林水産業・商工業等自営業における労働環境の整備

《現状と課題》

農林水産業や商工業等の自営業においては、女性が仕事・生活の両面で重要な役割を果たしていますが、必ずしもその貢献度が十分に評価されているとはいえません。

また、農林漁業、商工団体等の経営や事業管理の方針は男性中心に行われる等、女性の参画は進んでいないのが実情です。

このため、女性が仕事上で貢献していることを適正に評価するとともに、経営等に女性が対等なパートナーとして参画する機会を持つことが重要です。

《方向性》

女性の役割と貢献に対して適正な評価がなされ、経済的な自立が図られるよう、家族経営協定の普及や仕事に必要な経営知識等を習得できる機会の充実に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
農林水産業等自営業における女性の労働の適正評価の意識啓発	農林水産課
農漁業従事者に対する家族経営協定の普及	農林水産課
関係機関と連携して技術や経営管理講習の開催 ・農協・県漁協各支店等と連携した技術・経営管理講習会等の開催	農林水産課
・雇用能力開発支援センター、商工会議所等関係機関との連携による講習等の開催	商工労働課

重点項目4 男女共同参画による地域社会づくり

施策（１） 地域活動における男女共同参画の推進

《現状と課題》

暮らしやすい活力ある地域社会をつくる上で、男女の地域活動への参画は重要であり、そのためには男性の仕事優先の意識・ライフスタイルを見直すとともに、地域に残る固定的性別役割分担意識や慣習にとらわれない協力体制が必要です。

《方向性》

男女の地域活動への参画を促進するため、意識啓発や情報提供を推進します。また、市民活動支援センターの機能の充実を図ることで、ボランティア活動やNPO活動等の活動支援に努め、男女が共に担う地域づくりを進めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実 ・女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会等への情報提供	市民生活課
・社会教育団体への情報・学習機会の提供	社会教育課
生涯学習ボランティアの人材養成・活用の促進 ・ボランティア活動に必要な情報の提供 ・生涯学習ボランティア活動の促進	社会教育課
ボランティア活動やNPO活動等への支援 ・市民活動団体の情報収集・ホームページでの情報提供 ・NPOネットワーク連絡協議会の開催 ・市民活動支援センターの機能の拡充	市民生活課
地域活動団体の意思決定の場への女性の参画促進	市民生活課

施策（２） 防災分野における男女共同参画の推進

《現状と課題》

被災時に、物資の提供やプライバシーの保護等、女性のニーズに対する配慮が不足していたり、炊事・洗濯等、悪条件の中での家事負担が女性に集中していたりする事例が見受けられます。

これからの災害時の対応については、男女共同参画の視点を踏まえ、きめ細かい取組を進めるとともに、女性の参画を促進することが必要です。

《方向性》

防災における男女共同参画を推進するため、固定的性別役割分担意識を見直すとともに、方針決定過程への女性の参画の促進及び女性リーダーの育成等、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。

また、被災時には、女性のニーズに配慮した取組を推進することにより、女性の声に耳を傾けながら災害対策の改善を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
防災分野における女性の参画の促進 ・ 防災会議委員への積極的な女性の登用 被災現場における男女共同参画 ・ 女性の防災士資格取得の促進	総務課

重点項目5 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

施策（1） 国際理解・国際交流の推進

《現状と課題》

我が国の男女共同参画は、国連をはじめとする「女子差別撤廃条約」や「世界女性会議」等国際的な女性の地位向上の動きと連動して進められてきました。このため、国際社会の動向を注視するとともに、国際交流を通じた国際規範・基準の浸透を図る取組をさらに推進する必要があります。

また、国際化の進展に伴い、在住外国人に対する情報提供や相互理解がますます必要になります。市民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚をもち、女性の地位向上に向け国際交流・協力活動に共に参画していくことが重要です。

《方向性》

姉妹都市との交流や国際交流団体との連携を図りながら、相互理解を促進し、国際交流の場における男女参画の推進に努めます。また、国際交流に関する事業を通して国際規範・基準の普及啓発を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
国際理解のための学習機会の充実 ・外国人のための日本語教室の開催 ・外国語教室の開催 ・世界の料理教室の開催	市民生活課
外国人への情報提供 ・関係機関からの各種情報の提供	市民生活課
姉妹都市交流の推進 ・モートンベイ市への中学生海外派遣事業の実施 ・レッドクリフハイスクール生徒の訪問団の受入	市民生活課
・小学校4校（高千帆・高泊・須恵・赤崎）とオーストラリアの姉妹校4校との児童作品の交換交流	学校教育課

内 容	担当課
国際交流団体等への支援 ・国際交流協会への助成（ホストファミリーに対する助成等）	市民生活課
民間交流の促進 ・文化・スポーツ・教育交流の助成 ・在住外国人ふれあいバスツアーの開催	市民生活課
国際規範・基準の浸透を図るための普及・啓発 ・国際規範・基準等の周知	市民生活課

ひと ひと
女と男の一行詩

★第4回（平成14年）最優秀賞★

振り向かないで

私はあなたの隣にいます



基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別に関わりなく、お互いを一人の人間として尊重するとともに、男女が対等な存在としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう互いに認め合うことが必要です。

人々の中に今も根強く残っている固定的性別役割分担意識や、人権問題を解消していくために、幼少期からの家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、人権尊重と男女共同参画についての認識を深める教育や取組を進め、意識の改革を推進します。

重点項目6 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

重点項目7 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

ひと ひと 女と男の一行詩

★第5回（平成15年）最優秀賞★

あなたと私

互いに生かし 生かされたい



重点項目6 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

施策（1） 男女共同参画に関する市民意識の醸成

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現の障害となっているものの一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた、固定的性別役割分担意識があります。

本市が平成28年に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「アンケート」という）では、「各分野における男女の地位の平等感」について、学校教育の場では約6割以上が男女平等と答える等平等感の醸成が比較的進んでいますが、社会通念・慣習、政治経済活動等では不平等感が強く、男性が優遇されているという意識が高くなっています。

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」では、その基本理念の中で、「男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること」（第3条第1号）と規定しています。

男女共同参画の推進にあたっては、この理念に対する理解を深めることを基本にして取組を進める必要があります。

《方向性》

男女共同参画に関する市民意識の把握を通して、人権尊重の基本理念の徹底を図り、これを各種施策へ反映するとともに、あらゆる機会・媒体を活用して、積極的な啓発・広報活動に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
「男女共同参画に関する意識調査」の実施 ・プラン改定時における市民アンケート調査の実施 ・講演会、学習会等の参加者に対するアンケート等の実施	市民生活課
出前講座による啓発	市民生活課
意識啓発のための講演会の開催等 ・男女共同参画講演会等の開催	市民生活課

内 容	担当課
・「女と男の一行詩」の入賞作品展示	市民生活課
市広報等による啓発（再掲Ⅰ-1-(3)） ・「女と男の一行詩」冊子掲載作品の中から男女共同参画のキーワードになる作品を市広報及び啓発物品に掲載	市民生活課
ホームページ等を活用した啓発活動の展開（再掲Ⅰ-1-(3)） ・市ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載	市民生活課
「女と男の一行詩」の公募・発行	市民生活課
男女共同参画に関する情報収集・提供（再掲Ⅰ-1-(3)） ・国・県・他市町からの情報誌、小冊子等による情報収集・提供	市民生活課
「女性の日」の普及啓発 ・「女性の日（10月1日）」事業の開催	市民生活課

ひと ひと
女と男の一行詩

★第6回（平成16年）最優秀賞★

あなたの心が春風だから

花がわたしに咲くのです



重点項目7 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

施策（1） 男女平等を推進する学校教育の充実

《現状と課題》

学校教育の場では、教職員の採用や役割分担について、男女平等の視点に立った運営を行っています。児童生徒の学習場面においては、男女別で学習内容を変えることはありません。また、生徒会役員や学級代表、応援団等の選出に当たって、男女の役割を決めることなく、平等に選出を行っています。

しかし、学校教育の場は、子どもたちのものの見方や考え方等を形作っていく重要な役割を担っているため、学校運営のあり方や授業方法等が男女の平等意識に大きな影響を与えることを認識し、男女平等や人権尊重の視点に立った教育をさらに進めていくことが必要です。

《方向性》

学習指導、進路指導、学校生活全般において男女平等教育の推進を図り、男女平等の意識に立った人間形成を目指します。特に、人権教育、性教育、道徳教育等、「生きる力」を育む教育を通して男女平等意識の浸透を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
学習指導の充実（再掲Ⅲ-10-(5)） <ul style="list-style-type: none">・教育指導の充実と年間指導計画の明確化・道徳、学級活動における特設・参観授業の実施・人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター）	学校教育課
地域に根ざした学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会の実施・学校便り等各種通信の地域への発行・地域人材活用事業「心ときめき教室」の開催・学習支援ボランティアの募集と学習支援活動の推進・学校関係者評価の実施	学校教育課

内 容	担当課
保護者に対する男女平等の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育を題材とした授業参観及び研修会の開催及び学校通信による啓発 	学校教育課
教職員への意識啓発・研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研修会の実施 ・ 人権講座への教職員の参加促進 ・ 県教育委員会等関係機関開催研修の参加促進 	学校教育課

ひと ひと 女と男の一行詩

★第7回（平成17年）最優秀賞★

幸せにすると言ったのに

幸せになったのは俺の方だ



施策（２） 男女平等を推進する家庭教育の充実

《現状と課題》

男女平等についての意識は、生まれた時からの育てられ方や受けてきた教育、本人を取り巻く環境等が大きく関わっています。

特に、家庭においては、親の考え方が子どもに大きな影響を与えます。このため、男女平等意識に根ざした教育がなされるよう、家庭教育のための学習機会の提供が必要です。

家族のふれあいや親子の共同体験ができる環境づくりを進めながら、子どもの発達に応じた心の教育を充実させること、また、男女が共に協力し支えあって子育てをすることの大切さを理解してもらうためにも、父親の家庭教育への参加を促す学習情報の提供や学習機会の充実を図ることが必要です。

《方向性》

人権尊重に基づいた男女平等意識の形成を推進する家庭教育のための学習機会の提供及び啓発を行います。

《具体的取組》

内 容	担当課
公民館講座の開催（再掲 I - 1 - (3)） ・家庭教育や男性料理教室等男女平等を推進する講座の開催	社会教育課

ひと ひと 女と男の一行

★第8回（平成18年）最優秀賞★

なぜ刺さる

まわりの視線 パパ産休



施策（3） 男女共同参画を推進する社会教育の充実

《現状と課題》

男女共同参画の実現のためには、次代を担う子どもたちの教育と合わせて、すでに社会で活躍している多くの人々の認識を、様々な学習の場等を通して、より深めていくことが重要です。

このため、地域、職場等において、男女平等に向けた意識定着を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として参画できるよう、男女共同参画に関する学習情報や学習機会の提供を図る必要があります。

《方向性》

市民が参加しやすい行事の開催や、各種講座等での啓発をさらに進めることで、生涯学習の一環としての男女共同参画学習環境の整備・充実を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
人権を考える集いの開催 ・講演会、講座の開催	市民生活課
公民館講座及び地域行事の開催 ・公民館の講座や地域での行事を通じた男女共同参画の推進	社会教育課
学校施設の地域開放 ・男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を市民に開放	教育総務課
体育施設の充実 ・市民を対象に日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため運動する場の提供	スポーツ振興課
情報提供の充実 ・市広報、ホームページ等による学習機会の情報提供	社会教育課 スポーツ振興課

施策（４） 女性のエンパワーメントのための学習機会の充実・リーダーの養成

《現状と課題》

近年、多くの女性が社会に進出し、様々な分野において活躍しており、これからは今以上に幅広い活動が期待されています。このため、女性が新しい社会づくりの「主体者」として、責任をもって、その個性や能力を発揮できるよう、女性に対する学習機会の充実や社会参画の促進を図ることが必要です。

《方向性》

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するため、女性のエンパワーメントを支援する学習機会の充実を図り、女性が主体的に活動している地域団体間の交流や情報提供を促進します。

《具体的取組》

内 容	担当課
女性のエンパワーメントのための学習機会や情報の提供 ・女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会等の情報の提供	市民生活課 社会教育課
女性団体に対する支援 ・女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動を支援	市民生活課 社会教育課
組織づくりに対する支援 ・女性リーダーの養成や組織づくりに対する支援	社会教育課

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

配偶者や交際相手（以下、「配偶者等」という。）からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。）や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体に深刻な影響を与えるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。あらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女が互いの身体的性差を理解し合い、心身の健康に関する正しい知識を持って健康で暮らせるよう支援します。

また、社会を取り巻く環境が変化する中で、ひとり親家庭や高齢者、障がい者等全ての人が安心して暮らせるよう、社会づくりの支援や体制を整備します。

重点項目8 男女間における暴力の根絶

重点項目9 生涯を通じた男女の健康の支援

重点項目10 みんなが安心して暮らせる社会づくり

ひと ひと 女と男の一行詩

★第9回（平成19年）最優秀賞★

家庭と社会

支える男女のヤジロベエ



重点項目8 男女間における暴力の根絶

施策（１） 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

《現状と課題》

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーからの暴力行為等は、それ自体が身体・精神を問わず重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因の一つです。

様々な場で人権意識の浸透を図るとともに、法制度の周知等の啓発活動を通して、決して「暴力を許さない」という社会的認識を高めることが重要です。

《方向性》

配偶者等男女間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、あらゆる暴力を許さない社会風土を醸成するために、啓発活動を推進します。

《具体的取組》

内 容	担当課
DVに関する法制度の周知 ・市広報等によるDVに関する法制度の周知	市民生活課
セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進 ・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談体制の整備	市民生活課
・市職員に対する啓発	人事課
・企業等に対する情報提供・啓発	商工労働課
男女間における暴力防止対策の推進 ・性犯罪・売買春・ストーカー行為等の防止啓発 ・防犯外灯の設置補助	市民生活課

施策（２） 相談体制の充実及び被害者の保護

《現状と課題》

平成28年に本市が実施したアンケート（問8）で、過去5年間に配偶者等からの暴力の有無について調査したところ、「何度もあった」、「1、2度あった」の回答が最も多かったのは、「心理的攻撃（精神的な暴力）」で、全体の16.5%、「身体的暴行（身体的な暴力）」で、全体の9.2%となり、男女間の暴力を根絶する取組が必要です。

また、アンケート（問11）では、配偶者等からの暴力等の相談窓口（相談機関）の周知度は、「山陽小野田警察署/厚狭幹部交番」で39.4%、「山陽小野田市人権・男女共同参画室」で28.9%程度で、国や県、その他どの相談窓口（相談機関）についても5割以上が「知らない」と回答され、相談窓口（相談機関）の周知度が非常に低い結果となっています。被害者の潜在化を防止するため、市役所をはじめとするDVの相談窓口や相談機関の情報について周知する必要があります。

被害者が必要としている支援を受けられるよう、相談員が適切な情報提供等を行うとともに、関係機関、庁内関係部署との効果的な連携により円滑な保護、支援が行えるような体制を整備していくことが求められています。

《方向性》

相談窓口や相談機関を周知するために、啓発資料の作成・配布、広報紙への掲載等、各種媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

DV相談は、関係機関との連携協力のもと対応しており、引き続き相談体制の充実を図ります。相談に当たっては、被害者の負担軽減のため、庁内関係部署との連携を図り、各種制度の申請等必要な手続きを一括して行えるワンストップ・サービスに努めます。

また、相談員となる職員を専門研修機関へ派遣し、専門的知識を習得させ、相談内容の秘密保持と個人情報の管理を徹底します。

《具体的取組》

内 容	担当課
相談窓口・相談機関の周知 ・市広報・パンフレット等による相談窓口・相談機関の周知	市民生活課
相談体制の充実（一部再掲Ⅲ-10-(5)） ・職員による一般相談及びDV相談の体制の充実強化 ・弁護士・司法書士による法律相談	市民生活課
・各校への教育相談室の整備・拡充 ・スクールカウンセラーの配置 ・派遣要請に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣	学校教育課
	市民生活課
被害者等に関わる情報管理の徹底	市民生活課 関係各課

ひと ひと
女と男の一行詩

★第10回（平成20年）最優秀賞★

男も女も適材適所

増える役割 減る差別



施策（３） 被害者の自立に向けた支援

《現状と課題》

被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係機関、庁内関係部署等の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供していくことが求められます。

被害者が自立した生活を送るためには、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた支援が求められます。

DVは、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、保育園、学校、児童相談所等の関係機関との連携が不可欠です。

また、被害者は、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的にも不安定な状態にあるため、心身の回復、精神的自立に向けた支援も必要となります。

《方向性》

被害者の自立のために各種制度や支援内容について、被害者の状況に応じて必要な情報を一元的に提供できるよう整備します。

被害者の自立支援のため、県、関係機関、庁内関係部署等と連携し、就業支援、就学支援、生活支援等、被害者の状況に応じた各種支援の充実を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
被害者の自立に向けた情報の提供 ・ 県や庁内関係部署と連携した自立のための情報提供	市民生活課 関係各課
被害者の自立に向けた生活支援 ・ 就業支援	商工労働課 社会福祉課 障害福祉課
・ 就学支援	学校教育課
・ 生活保護	社会福祉課
・ 市営住宅等住宅の確保に向けた支援	建築住宅課
・ 国民健康保険、国民年金手続	国保年金課

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、児童クラブ、関係機関等と連携し子どもに対する支援 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師、医療機関、地域・学校関係が連携し、被害者等の心身の回復、精神的自立に向けた支援 	健康増進課

ひと ひと 女と男の一行詩

★第11回（平成21年）最優秀賞★

心地良い 風が男女の垣根越え

未来へ吹くよ 共同参画



施策（４） 配偶者等からの暴力防止対策推進体制の整備

《現状と課題》

配偶者等からの暴力の相談件数が年々増加し、相談内容も複雑・多様化する中で、適切な対応を行うには、関係機関等との連携強化が不可欠となっています。

県、警察をはじめとする関係機関及び庁内関係部署、民間支援団体との相互連携を図り、被害者からの相談の対応並びに保護及び支援を適切かつ効果的に行うことが求められます。

山陽小野田市市民生活課で受けたDV相談件数

年 度	件 数
H29	41
H28	54
H27	41
H26	20
H25	19

《方向性》

被害者の保護や自立支援等に迅速、適切に対応できるよう、また、多様化する暴力へ対応するため、庁内関係部署と連携を図るとともに、山口県男女共同参画相談センター、警察、社会福祉協議会、医療機関、民間支援団体等と情報を共有し、連携強化を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
関係部署、関係機関等との連携強化（一部再掲Ⅲ-10-(5)） ・弁護士・司法書士による法律相談 ・人権擁護委員による相談 ・配偶者等暴力相談支援連絡協議会における情報交換及び相互連携	市民生活課

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談業務との連携 ・要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障がい児対策等の充実 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校生徒指導担当者会議の実施 ・山陽小野田市配偶者等暴力相談支援連絡協議会への参加 	学校教育課
民間支援団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人山口女性サポートネットワークとの連携 	市民生活課

ひと ひと
女と男の一行

★第12回（平成22年）最優秀賞★

女の癖に

その癖やめて お父さん



施策（1） 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

《現状と課題》

高齢者の介護は、家庭だけでなく地域でも考えていかねばならない喫緊の課題です。

こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えるシステムづくりが求められています。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が地域社会で自立し、生きがいを持って生活することができるよう、福祉サービスや健康づくりのための環境整備が必要です。

男女がそれぞれ異なる身体的性差を十分に理解し合った上で、一人ひとりの人権を尊重し認め合いながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことこそが、男女共同参画社会の実現のための前提といえます。

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期等、生涯を通して健康に関する自己管理ができるよう、健康支援の取組も必要になってきます。

《方向性》

介護の負担が女性だけにかからないよう、社会全体で支える介護保険制度の着実な実施や活用を図るとともに、高齢者や障がい者を含む全ての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活できるよう支援します。

また、男女がともに生涯を通して健康に過ごせるよう、健康づくりの支援に努めるとともに、健康管理意識の啓発に努めます。さらに、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、さまざまな分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを推進します。

女性が生涯を通して、自らの健康について自由に選択し、意思決定できるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識啓発や学習機会の充実に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
介護予防、認知症予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防の推進 ・ 介護（予防）サービスの充実 	高年齢福祉課
健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査・健康教育・健康相談（定例外）の実施 ・ 家庭訪問の実施 	健康増進課
在宅保健福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問健康診査の実施 	健康増進課
相談体制、情報提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター運営事業・高齢者相談事業の実施 	高年齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例健康相談の実施 ・ 随時相談（来所・電話）での対応 ・ SOS 健康・情報センターからの情報発信・受信 	健康増進課
「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 性に関する相談の実施 	健康増進課
食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育事業の実施 	健康増進課

施策（２） 妊娠・出産等に関する健康支援

《現状と課題》

結婚や出産年齢が上昇傾向にあることから、不妊治療や妊産婦の健康診査の充実等、安心して妊娠・出産できる環境を整備することが必要です。また、母子の健康が確保されるよう身体の健康管理はもとより、妊娠・出産・育児に対する不安軽減のための支援も行っていく必要があります。

《方向性》

妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援をするために保健体制の充実を図るとともに、正しい知識や情報を得るための機会の提供、気軽に相談できる支援体制を整備します。

《具体的取組》

内 容	担当課
「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識啓発 ・ 新生児訪問に併せて家庭計画指導を実施	健康増進課
母性保護の重要性と正しい認識のための啓発 ・ マタニティマークの周知 ・ 妊娠届出時の面接相談の実施 ・ マタニティスクールの開催	健康増進課
妊娠・出産期と乳幼児期の母子保健体制の充実 ・ 妊産婦、新生児、乳児期の家庭訪問・相談の実施 ・ 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施 ・ 家庭訪問の実施 ・ 子育て世代包括支援センター・ココシエの設置	健康増進課
不妊への支援 ・ 不妊治療費助成制度（一般・人工授精・特定）の実施	健康増進課
母子保健推進員による地域活動の支援強化 ・ 資質向上のための研修会実施	健康増進課

内 容	担当課
妊娠・出産・子育てへの社会的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健康診査受診補助 ・乳児一般健康診査受診補助 ・乳幼児精密健康診査 ・予防接種 	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室 ・マタニティクラス ・ベビークラス（アフターヨガ） ・立会分娩個別指導 ・マタニティヨガ ・母乳外来 	市民病院

ひと ひと
女と男の一行詩

★第13回（平成23年）最優秀賞★

会社で新人 育児も新人

妻もがんばる 俺もがんばる



施策（3） 適切な性教育の推進

《現状と課題》

インターネットや携帯電話等の普及により、児童生徒が有害情報に触れる可能性が高くなっています。有害情報や性的な被害から児童生徒を守るために、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせる必要があります。

《方向性》

地域社会において、適切な性教育を推進する中で、学校においては、学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達の段階や受容能力に応じた適切な性教育を、保護者や地域の理解、専門機関の協力を得ながら、実施していくとともに、教職員に対する性教育の内容や進め方等についての研修の充実に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
学習指導の充実 ・学校指導要領及び学校保健・安全計画に基づいた体育科・保健体育科での授業の実施 ・学校・家庭における性に関する学習機会の充実	学校教育課

ひと ひと 女と男の一行詩

★第14回（平成24年） 最優秀賞★

パパとママ

立つ位置変えて 苦楽知る

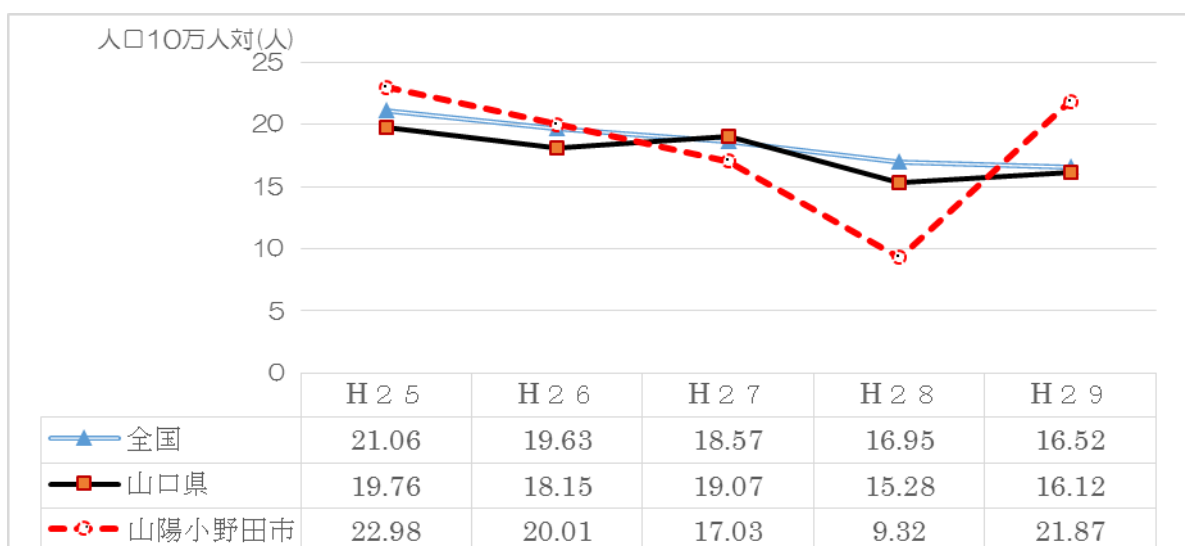


施策（４） 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

《現状と課題》

本市の自殺による死亡率は、全国・県と比較すると高い状況であるため、市民一人ひとりがこころの健康への関心を高めるとともに、相談窓口の普及啓発をしていくことが必要です。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、正しい知識を持ち、自ら判断できる社会人を育成するために、義務教育段階からの発達に応じた教育が必要です。また、飲酒は休肝日を設け、適切な飲酒量を守り健康を維持することや、喫煙については禁煙や受動喫煙対策を進めていく取組が重要です。

国・県・市の自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

《方向性》

自殺対策については、こころの相談窓口の周知や人材育成、関係機関との連携を行っていきます。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、自らの健康は自ら管理できるよう、学校や地域における健康教育等に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
エイズ・薬物・飲酒・喫煙に対する学校教育 ・全小・中学校での「薬物乱用ダメ。絶対。教室」の実施	学校教育課
市の自殺の現状やうつ病等に関する正しい知識、相談機関の周知	健康増進課
ホームページ、市広報、ラジオ、健康教育等で自殺予防週間、自殺対策強化月間の普及啓発	健康増進課
「こころのサポーター（気づき・声かけ・つなぎ・見守りができる人材）」の養成	健康増進課
適切な飲酒量、休肝日の意義等を普及啓発する出前講座の実施	健康増進課
子ども市民教育推進事業で喫煙の害についての健康教育を実施	健康増進課
禁煙・分煙施設の増加推進及び10メートルルールの周知	健康増進課
禁煙外来の周知	健康増進課

ひと ひと
女と男の一行詩

★第15回（平成25年） 最優秀賞★

おふくろと

おやじの味を 知る子ども



重点項目10 みんなが安心して暮らせる社会づくり

施策(1) ひとり親家庭等に対する支援

《現状と課題》

ひとり親家庭では、仕事や子育て、家事等を一人で担わなければならない、経済的、身体的、精神的な負担が大きい、子どもの養育や経済的な問題を抱える世帯に対して、自立支援を行う必要があります。また、女性は出産・育児等による就業の中断が多いことから、男女共同参画を推進し、均等な機会と公正な待遇の確保、女性が働きやすい就業環境の整備等に取り組む必要があります。

《方向性》

関係機関等と連携し、離職者、求職者等の雇用の安定確保を図るとともに、ひとり親家庭等の支援に取り組めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法令の周知徹底（再掲Ⅰ-1-(1)、Ⅰ-3-(1)(2)）	商工労働課
就業・再就職対策の充実促進（再掲Ⅰ-1-(1)、Ⅰ-3-(2)） ・資格・技能取得等の情報提供、創業支援	商工労働課
ひとり親家庭に対する自立支援 ・母子家庭高等技能訓練促進費等給付金の支給	子育て支援課

ひと ひと 女と男の一行詩

★第16回（平成26年） 最優秀賞★

男女の話（わ）

つなぐ知恵の輪 社会の和



施策（２） 高齢者が活躍できる地域社会の実現

《現状と課題》

長年培ってきた知識や経験、技能等を生かして、地域に貢献したいと考える高齢者の環境づくりのため、介護ボランティア活動制度を通じて、介護施設等での行事の手伝いや参加者への支援の場を設けること等介護予防活動をする必要があります。

《方向性》

高齢化が進む中で、生涯にわたり生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し安心して暮らせるよう、高齢者の多様な社会参加の促進に向けた支援や制度の充実を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
高齢者の社会参画の促進 ・高齢者の地域・ボランティア活動への参加促進事業の実施 ・高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業の実施 ・老人福祉作業所維持整備事業の実施	高齢福祉課
シルバー人材センター事業への支援	商工労働課

ひと ひと 女と男の一行詩

★第17回（平成27年） 最優秀賞★

言い分も 立場もイーブン

女(ひと)と男(ひと)



施策（３） 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備

《現状と課題》

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、医療・保健・福祉の相互連携を強化させながら充実させる必要があります。また、住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるように、地域住民の自助・互助の意識を高め支えあいの地域づくり、幸福感・満足感のある地域づくりを推進する必要があります。

《方向性》

高齢者が地域で安心して生活が維持できるよう、高齢者の様々な相談に適切に対応します。また、継続的専門的に支援を行うため、地域包括ケアシステムの基盤を強化し、高齢者一人ひとりのニーズに応じて在宅生活が維持できるよう、介護サービスの質の向上、及び医療・介護等関係者の連携による取組を推進します。

一人暮らし等で生活に不安のある高齢者の安全確保と不安解消のため、高齢者緊急時見守り事業（安心相談ナースホン制度）の充実を図るとともに、事業の周知等、安心相談ナースホンの設置を推進します。

《具体的取組》

内 容	担当課
高齢者福祉計画の推進 ・計画の達成状況の点検、分析、評価	高齢福祉課
在宅保健福祉サービスの充実 ・在宅医療・介護連携推進事業の実施	高齢福祉課
介護保険制度の円滑な運営 ・介護給付・介護サービス適正化事業の実施	高齢福祉課
民間福祉団体の育成支援 ・社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア団体の育成支援	社会福祉課
地域ネットワークづくりの促進 ・高齢者緊急時見守り事業の実施	高齢福祉課

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会と民生児童委員協議会の協働による「ふれあいネットワークづくり運動」の実施 	社会福祉課

ひと ひと 女と男の一行詩

★第18回（平成28年） 最優秀賞★

社会は五線譜

ぼくらは音符 弾んで跳んで

交響詩『ひと』



施策（４） 障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現

《現状と課題》

障がい者が地域の中で生活する上で、家族の高齢化等による介護力の低下や障がい者に対する理解が進んでいないこと等の現状があります。居宅介護等の訪問系サービスや移動支援の充実を図るほか、障がい者や障がいの特性について啓発を進めることで地域生活の障壁（バリア）を取り除き、安心して社会参加できるまちづくりを進めていくことが必要です。

《方向性》

障がいの種別や程度に応じた適切なサービスの提供と支援体制の充実を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を推進することで、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重して共生する地域社会の実現を目指します。

《具体的取組》

内 容	担当課
障がい者計画の推進 ・計画の達成状況の点検、分析、評価	障害福祉課

ひとひと 女と男の一行詩

★第19回（平成29年） 最優秀賞★

妹が割った玉子を僕が混ぜ

ママが味付け パパが焼く

これが我が家の玉子焼き



施策（５） 子どもの安全確保と健全育成

《現状と課題》

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、個性と能力を發揮できる社会を目指す視点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要です。また、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援が必要です。

《方向性》

子どもの頃から男女共同参画を促進するため、幼児期から発達段階に応じて人への愛情、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ等に関する教育を推進するとともに、自ら健康管理できるよう、学校や地域における健康教育の充実を図ります。

《具体的取組》

内 容	担当課
学習指導の充実（再掲Ⅱ-7-(1)） <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育指導の充実と年間指導計画の明確化 ・ 道徳、学級活動における特設・参観授業の実施 ・ 人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター） 	学校教育課
相談体制の充実（再掲Ⅲ-8-(2)） <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校への教育相談室の整備・拡充 ・ スクールカウンセラーの配置 ・ 派遣要請に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣 	学校教育課
関係部署、関係機関等との連携強化（一部再掲Ⅲ-8-(4)） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校生徒指導担当者会議の実施 ・ 学校警察連絡協議会の実施 ・ いじめ問題対策協議会の実施 ・ 通学路安全推進会議と関係機関合同点検の実施 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障がい児対策等の充実 	子育て支援課

第6章 プランの推進

1 プランの推進体制

このプランの推進にあたっては、市民、事業者、関係機関、行政等が一体となって取り組むことが必要です。そのために、関係団体との連携強化に努め、庁内では各担当部署との連携を密にし、プランの着実な推進を図ります。

また、有識者や公募による委員で構成する「山陽小野田市男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画に関する事項について調査・審議を行い、施策に反映します。

2 国、県等との連携・協力体制の充実

男女共同参画に関する先進的な取組事例等の情報の収集・発信に努めるとともに、県・他市町との連携を深めます。また、計画の推進上、必要な事項については国や県及びその他関係機関に対して要請を行います。

3 進捗状況の検証

各課へのヒアリングや市民意識調査等を実施し、プランに基づく施策の進捗状況を把握します。

さらに、男女共同参画推進施策の実施状況を「山陽小野田市男女共同参画審議会」に報告し、意見及び評価を受けてプランの進行管理に努めます。

第7章 計画の指標

本プランの進捗状況を把握し評価するため、次の通り各基本目標の指標を設定しました。

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

指 標	現状値	現状年度	目標値	目標年度
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（家庭生活の中で）	34.9%	H28	増加させる	H33
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（地域活動の中で）	43.2%	H28	増加させる	H33
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（政治経済活動の中で）	15.9%	H28	増加させる	H33
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（就職の機会や職場の中で）	20.3%	H28	増加させる	H33
認知症サポーター養成講座延べ受講者数	6,116人	H29	9,200人	H33
ファミリーサポートセンター会員数	353人	H29	400人	H33
保育所待機児童数	29人	H29	0人	H33
待機児童発生クラブ数	1か所	H30	0か所	H33
子育て総合支援センター利用者数	-	-	8,000人	H33
家族介護支援事業参加者数	65人	H29	65人	H32
市の各種審議会への女性委員の登用率	29.1%	H30	50%	H34

指 標	現状値	現状年度	目標値	目標年度
係長級以上の役職者に占める女性職員の割合	30.5%	H30	増加させる	H34
ふるさとづくり協議会に占める女性の割合	理事会 9.8% 3 部会 1.4%	H30	増加させる	H34
自治会長に占める女性の割合	7.6%	H30	増加させる	H34
防災会議委員への積極的な女性の登用	2 名	H30	3 名	H34
山陽小野田市在住の女性防災士の増加	18 名	H29	25 名	H34

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

指 標	現状値	現状年度	目標値	目標年度
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（法律・制度の面で）	33.7%	H28	増加させる	H33
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（社会通念・慣習・しきたり等で）	16.2%	H28	増加させる	H33
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（社会全体として）	20.0%	H28	増加させる	H33
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（学校教育の場で）	67.3%	H28	増加させる	H33
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成する者の割合	33.4%	H28	減少させる	H33
女性会リーダーセミナー参加人数	88 人	H29	100 人	H34

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

指 標	現状値	現状年度	目標値	目標年度
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（身体的暴行）	9.2%	H28	減少させる	H33
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（心理的攻撃）	16.5%	H28	減少させる	H33
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（経済的圧迫）	5.4%	H28	減少させる	H33
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（性的強要）	4.7%	H28	減少させる	H33
住民運営通いの場の設置数	51 か所	H29	85 か所	H33
がん検診受診率	9.1%	H29	13%	H34
介護支援ボランティア登録人数	201 人	H29	240 人	H33
安心相談ナースホン事業利用者数	297 人	H29	370 人	H33

ひと ひと 女と男の一行詩

★第20回（平成30年） 最優秀賞★

言わずとも

分かる夫婦の 空気より

互いに一言「ありがとう」



男女共同参画に関する行政のあゆみ

年	世界(国連)	日本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
1975 (S50)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	●山口県女性問題対策審議会 「国際婦人年に考える」建議 ●山口県女性問題対策審議会 「国際婦人年行動計画について」建議
1976 (S51)	「国連婦人の十年」始まる (1976~1985)		
1977 (S52)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
1978 (S53)			●山口県の婦人の現状発行 ●「山口県婦人関係行政推進協議会」設置
1979 (S54)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択	「女子差別撤廃条約」署名	●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」策定 ●勤労婦人懇話会設置
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		●山口県婦人行動対策会議発足
1981 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982 (S57)			●婦人対策室新設 ●婦人就業センター開設 ●山口県婦人団体連絡協議会発足
1984 (S59)		「国籍法」改正	
1985 (S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	●「婦人の生活と意識に関する実態調査」実施
1986 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充 (構成を全省庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	●山口県婦人教育文化会館竣工 ◆「小野田市女性団体連絡協議会」発足
1988 (S63)		女子差別撤廃条約実施状況 第1回報告審議	●「第二次山口県婦人行動計画」策定 ◇「山陽町女性団体連絡協議会」発足
1990 (H2)	国連婦人の地位委員会拡大 大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●婦人問題に関する意識調査実施 ◇「山陽町女性問題対策審議会」設置 ◇「山陽町における女性の地位向上及び社会参加に関し、取り組むべき当面の課題と方策について」諮問
1991 (H3)		「育児休業法」公布	
1992 (H4)			◇「山陽町における女性の地位向上及び社会参加に関し、取り組むべき当面の課題と方策について」答申

年	世界(国連)	日本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
1993 (H5)	世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)公布	●家庭責任に対する男女の役割と期待に関する意識調査 ●「第二次山口県婦人行動計画」一部改定(愛称:やまぐち女性プラン) ●やまぐち女性財団設立
1994 (H6)	国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議	●「女性青少年課」に課名変更 ◇「山陽町婦人行動計画 さんよう女性プラン(仮称)の策定について」諮問
1995 (H7)	第4回世界女性会議一平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	●やまぐち女性プラン推進本部設置 ◇山陽町女性問題対策審議会が町民約1,000人を対象としたアンケート実施
1996 (H8)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	●「企画部女性青少年課」から「環境生活部女性青少年課」に変更 ◆「小野田市女性問題対策委員会」と「小野田市女性団体連絡協議会」が女性問題に関する建議、要望書を提出 ◆「女性行政推進室」新設 ◆「小野田市女性問題対策委員会」を発展的解消し、「小野田市男女共同参画審議会」を設置 ◆「小野田市男女共同参画推進協議会」設置 ◆「女性問題に関する意識調査」実施
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998 (H10)			●「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ●「やまぐち女性プラン推進本部」から「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」に変更 ●女性副知事就任 ◆「おのだ男女共同参画プラン」策定
1999 (H11)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	●山口県女性問題対策審議会に「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」諮問
2000 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布、施行	●「山口県男女共同参画推進連携会議」設立 ●山口県女性問題対策審議会「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」答申 ●女性青少年課「女性係」を「男女共同参画推進班」に改組 ●「山口県男女共同参画推進条例」公布、施行 ●「山口県男女共同参画審議会」設置 ●やまぐち男女共同参画相談室開設 ◇「さんよう男女共同参画プラン(仮称)について」答申

年	世界(国連)	日本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
2001 (H13)		男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ●「女性青少年課」を「男女共同参画課」に改組 ●「山口県男女共同参画相談センター」開設 ●「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」から「山口県男女共同参画推進本部」に変更 ●山口県男女共同参画審議会「男女共同参画推進の基本計画策定に当たっての基本的考え方」答申 ◇「男女共同参画地域フォーラム in 厚狭郡」開催 ◇「さんよう男女共同参画プラン」策定 ◆「男女共同参画に関する意識調査」実施
2002 (H14)		アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)(「女性の地位向上」が、日本が重点的に貢献すべき事項となる) アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画の策定について」諮問 ●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画(案)について」答申 ●「山口県男女共同参画基本計画(きらめき山口ハーモニープラン)策定 ◆「女性行政推進室」を「男女共同参画推進室」に改組
2003 (H15)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	◆「第2次おのだ男女共同参画プラン」策定
2004 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	◆「小野田市男女共同参画推進条例」公布、施行
2005 (H17)	国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	☆平成17年3月22日小野田市と山陽町の1市1町が合併し、山陽小野田市誕生 ☆「山陽小野田市男女共同参画推進条例」公布、施行 ☆「山陽小野田市男女共同参画推進本部」設置 ☆「山陽小野田市男女共同参画審議会」設置 ☆各種団体等へ広聴及び意識調査実施
2006 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ☆高校生の意識調査実施

年	世界(国連)	日本	●山口県 ◇山陽町	◆小野田市 ☆山陽小野田市
2007 (H19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●「山口県男女共同参画基本計画（改定版）」策定 ☆「さんようおのだ男女共同参画プラン」策定	
2008 (H20)			●やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設 ●女性のチャレンジ応援サイト開設	
2009 (H21)		「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）」策定	
2010 (H22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） 国連グローバル・コンパクト（UNGC）とUNIFE（現UN Women）が女性のエンパワメント原則（WEPs）を共同で作成	APEC 第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合（東京開催） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	☆「男女共同参画に関する市民アンケート」実施 ☆「女性の日」創設・記念事業実施	
2011 (H23)	UN Women 正式発足		●「山口県男女共同参画基本計画（第2次改定版）」策定	
2012 (H24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		☆さんようおのだ男女共同参画プラン（改訂版）策定 ☆男女共同参画宣言都市となる	
2013 (H25)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） 「日本再興戦略」閣議決定（中核に「女性の活躍推進」を位置づけ。） 「ストーカー規制法」改正	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）」策定	
2014 (H26)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo2014）開催（以降、毎年開催）	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施	

年	世界(国連)	日本	●山口県 ◇山陽町	◆小野田市 ☆山陽小野田市
2015 (H27)	国連「北京+20」記念会合 (第59回国連婦人の地位 委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議 (仙台) 「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs) 採択(目標5:ジェン ダー平等を達成しすべての 女性及び女兒の能力強化を 行う)	「女性活躍加速のための重 点方針2015」策定(以降、 毎年策定) 「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 公布(翌年、全面施行) 「第4次男女共同参画基本 計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履 行に関する「女性・平和・安 全保障に関する行動計画」 策定		
2016 (H28)		女子差別撤廃条約実施状況 第7回及び第8回報告審議 「女性の活躍推進のための 開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改 正 G7伊勢・志摩サミット「女 性の能力開花のためのG7 行動指針」及び「女性の理系 キャリア促進のためのイニ シアティブ(WINDS)」に合 意 「ストーカー規制法」の改 正(翌年全面施行)	●「第4次山口県男女共同参画基本計画」策 定 ●「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計 画」策定 ●やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度 創設 ☆「男女共同参画に関する市民アンケート調 査」実施	
2017 (H29)		「育児・介護休業法」改正 刑法改正(強姦罪の構成要 件及び法定刑の見直し等)	●やまぐち性暴力被害者支援システム「あさ がお」開設	
2018 (H30)		「政治分野における男女共 同参画の推進に関する法 律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメ ント対策の強化について～ メディア・行政間での事案 発生を受けての緊急対策 ～」策定		

山陽小野田市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 22 日条例第 33 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 15 条）

第 3 章 雑則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され、互いに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的とした事業を行う法人又は個人、公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、民間の団体等における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女がそれぞれの家庭生活、職業生活その他

社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を担うこと。

- (5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。

- (6) 男女共同参画の推進が国際社会での取組を十分理解して行われること。

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するに当たり、国、県、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第 7 条 すべての人は、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）
- (3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について、必要な広報活動その他啓発に努めるものとする。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第 8 条 すべての人は、公衆に表示する情報において、前条第 1 項各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本的施策

（男女共同参画計画）

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画

(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を採るものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。
(市民等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を通じて、適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談の対応等)

第12条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については関係機関と連携して、適切な処理をするよう努めるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第14条 市は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携しつつ、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第3章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

山陽小野田市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 3 月 22 日規則第 25 号
最終改正：平成 30 年 3 月 30 日規則第 14 号

(趣旨等)

第 1 条 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号)第 3 条の規定に基づき、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

(1) 山陽小野田市男女共同参画推進条例(平成 17 年山陽小野田市条例第 33 号)第 9 条第 1 項に規定する計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的及び重要事項

3 審議会は、前項に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、15 人以内とし、学識経験を有する者及び公募により選出された者のうちから市長が委嘱する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運

営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日規則第 14 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 28 号)抄

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 14 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の

対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにか

んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴

いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見

を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等
（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条
—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が

取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する

る制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配

偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。

以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこ

- と。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するた

- め必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくさ

れることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示

せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速や

かに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事

項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者

の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定

により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：平成29年3月31日法律第14号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力

が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべき

ものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第2節 一般事業主行動計画
（一般事業主行動計画の策定等）
- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行

動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中

「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割

合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定め

るところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定

並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語解説

用語	解説
NPO	Non-Profit Organization の略で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常民間非営利組織と呼ばれている。
エンパワーメント	自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力等、一人ひとりが力をつけること。第4回世界女性会議におけるキーワードの一つ。
家族経営協定	農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくり等について、家族の話し合いにより取り決めるもの。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ストーカー行為	特定の者に対する好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一者に対し、繰り返し行うこと。（「ストーカー規制法」の定義）
セクシュアル・ハラスメント	広義では、「他の人を不快にさせる性的な言動のこと」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女間の参画の機会の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者やパートナー等親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力をいう。身体に対する暴力だけでなく、暴言や著しく粗暴で恐怖心をいだかせる行為等、精神的な暴力もこれにあたる。
特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、特定事業主（国の各府省や地方公共団体）が、職員の子どもたちの健やかな出生と

	<p>育成を支援するため、策定・推進する計画。また、「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組内容や目標を定めた計画。</p>
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p>



ひと ひと
女と男の21世紀

女と男（人と人）、異なる性とそれぞれの思い…。

これらを結びつける「と」という言葉。たった一文字だけど、そこからどんどんつながって、広がっていく力を感じます。

英語にすれば「and」。この and に笑顔を配して、男女共同参画社会づくりをめざす山陽小野田市のシンボルマークにしました。

第3次さんようおのだ男女共同参画プラン

発行年月 平成31年 月

発行 山陽小野田市

編集 山陽小野田市市民部市民生活課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話：(0836) 82-1137 FAX：(0836) 83-2604